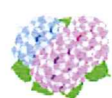
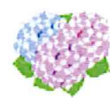


第4次長崎市食育推進計画

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）



長崎市・長崎市食育推進会議



市長あいさつ



江戸時代、国際貿易港として海外に開かれた長崎には、「和・華・蘭」の文化が伝わり、また、海、山の自然の恵みに育まれた豊かな食材を生かした独自の食文化が生まれました。そして「食」は、今も昔も私たちが生きるために欠かせないものであり、おいしく楽しく食べることは、人々に喜びや楽しみをもたらし、日々の生活を心豊かにしてくれます。

しかしながら、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など社会環境の変化に伴い、この豊かな食文化の継承が薄れ、日々の暮らしの中で、健全な食生活を実践していくことが難しくなっています。一方で、コロナ禍において在宅時間が増えたことなどにより、家庭における「食」の重要性が高まるなか、すべての世代における健全な食環境づくりの取り組みが更に必要とされています。

今回、策定いたしました「第4次長崎市食育推進計画」においては、誰一人取り残さないというSDGsの理念を取り入れ、第3次計画から引き続き「長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する」という姿をめざします。また、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）」、「消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進（人の交流、文化の視点）」、「持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）」の三つの重点課題を新たに設けるとともに、それぞれの重点課題に対する横断的な視点として「新たな日常」やデジタル化への対応を掲げています。今後も、各関係団体、関係機関そして市民の皆様とより一層、意識の共有と連携を図りながら、食育を推進してまいりたいと考えております。

最後に本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「長崎市食育推進会議」委員の皆様に対しまして心より厚く御礼を申し上げます。

長崎市長 田上 富久

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～10
 - (1) 長崎市の現状
 - (2) 社会情勢の変化
- 3 計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画の変遷
 - (3) 計画の期間

第2章 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の実績及び評価

- 1 将来目標の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～19
 - (1) 食育への関心
 - (2) 重点課題Ⅰ 次世代につながる子ども世代、若い世代に向けた食育の推進
 - (3) 重点課題Ⅱ さまざまなライフスタイルに応じた食育の推進
 - (4) 重点課題Ⅲ 生産者と消費者との交流、地域の食文化の継承の推進
- 2 将来目標の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
 - (1) 将来目標の評価の判断基準
 - (2) 将来目標の達成状況
 - (3) 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の評価一覧

第3章 第4次長崎市食育推進計画におけるめざす姿、重点課題、将来目標及び体系図

- 1 めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - 消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進
 - 持続可能な食を支える食育の推進
- 3 将来目標の方向性及び新規目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～25
 - (1) 将来目標の方向性
 - (2) 新規将来目標の設定
- 4 第4次長崎市食育推進計画における将来目標一覧・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 施策の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第4章 食育の取り組むべき施策

- 1 家庭における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～35
 - (1) 子どもの基本的な食習慣の形成
 - (2) 望ましい食習慣や知識の習得
 - (3) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進
 - (4) 在宅時間を活用した食育推進

2	学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進	36～39
	(1) 食に関する指導の充実	
	(2) 学校給食の充実	
	(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進	
	(4) 就学前の子どもに対する食育推進	
3	地域における食生活の改善のための取組みの推進	40～47
	(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進	
	(2) 歯科口腔保健活動における食育推進	
	(3) 栄養バランスに配慮した食育推進	
	(4) 若い世代に向けた食育推進	
	(5) 高齢者に関わる食育推進	
	(6) 地域における共食の推進	
	(7) 災害時に備えた食育推進	
4	食育推進運動の展開	48～51
	(1) 食育に関する市民の理解の増進	
	(2) ボランティア活動等への支援	
	(3) 食育月間・食育の日の実施と継続的な食育推進運動	
5	消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	52～56
	(1) 農林漁業者等との連携による食育推進	
	(2) 農林漁業体験活動の促進	
	(3) 都市と農山漁村の共生・交流の促進	
	(4) 地産地消の推進	
	(5) 食品ロス削減と食品リサイクルの推進	
6	食文化の継承のための活動への支援等	57～58
	(1) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入	
	(2) 伝統的な食材や食文化に関する情報の発信	
7	食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	59～62
	(1) 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供	
	(2) リスクコミュニケーションの充実	
	(3) 食品の安全性の確保	

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	63
2	庁内推進体制	64
3	実効性の確保	64
4	事業の実施及び目標の達成	64
5	住民・関係団体等との協働体制	64
6	計画の公表・進行管理	64
7	調査研究	65

《資料編》

資料 1	用語の解説	66～68
資料 2	長崎市食育推進計画策定組織	69～70
資料 3	第 4 次長崎市食育推進計画の策定経過	71
資料 4	長崎市食育推進会議条例	72～74
資料 5	食育基本法	75～82

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「食」は、命の源であり、私たちが生きるために欠かせないものです。また、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、何よりも大切なものであり、おいしく楽しく食べることは、人々に喜びや楽しみをもたらし、日々の生活を心豊かにしてくれます。

そして、食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

昨今、大きく変化している食をめぐる環境のなかで、全ての長崎市民に向けて、食育への更なる普及啓発に努めるとともに、「長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する」というめざす姿に向かつて、食育を推進する各々の分野が連携、協働しながら取り組んでいくため、第4次長崎市食育推進計画を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 長崎市の現状

長崎市の食育をめぐる現状は、「第3次長崎市食育推進計画（平成29年度～令和3年度）」の将来目標分析や長崎市民健康意識調査^{*1}の結果などから「食育に関心を持っている市民の割合」が低いこと、また、「家族と一緒に食事をする市民の割合（共食^{*2}）」、「食生活に気をつけている市民の割合」、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のために適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合」、「規則的な時間に食事をし、よく噛んで食べる市民の割合」、「朝食を摂取する市民の割合」（20～39歳男女）の停滞があり、特に男性や20歳代女性などは、食育に関心がなく、健全な食生活に向けて“実践”ができていない状況です。

第3次長崎市食育推進計画においてめざす姿として掲げていた、長崎市民一人ひとりが『食』に関する意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するためには、全市民に対する生涯を通じた食育への取り組みや健康無関心層を自然に取り込む取り組みが必要とされています。

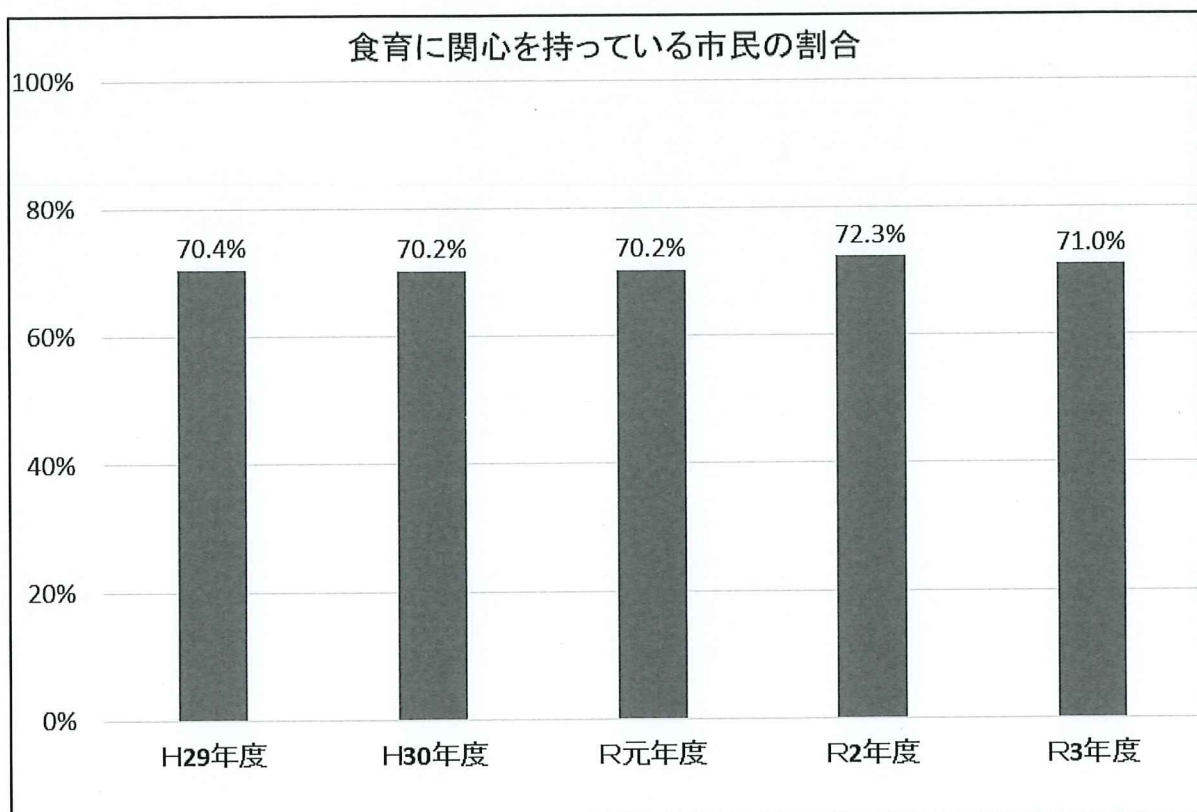
また、本計画の策定期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に

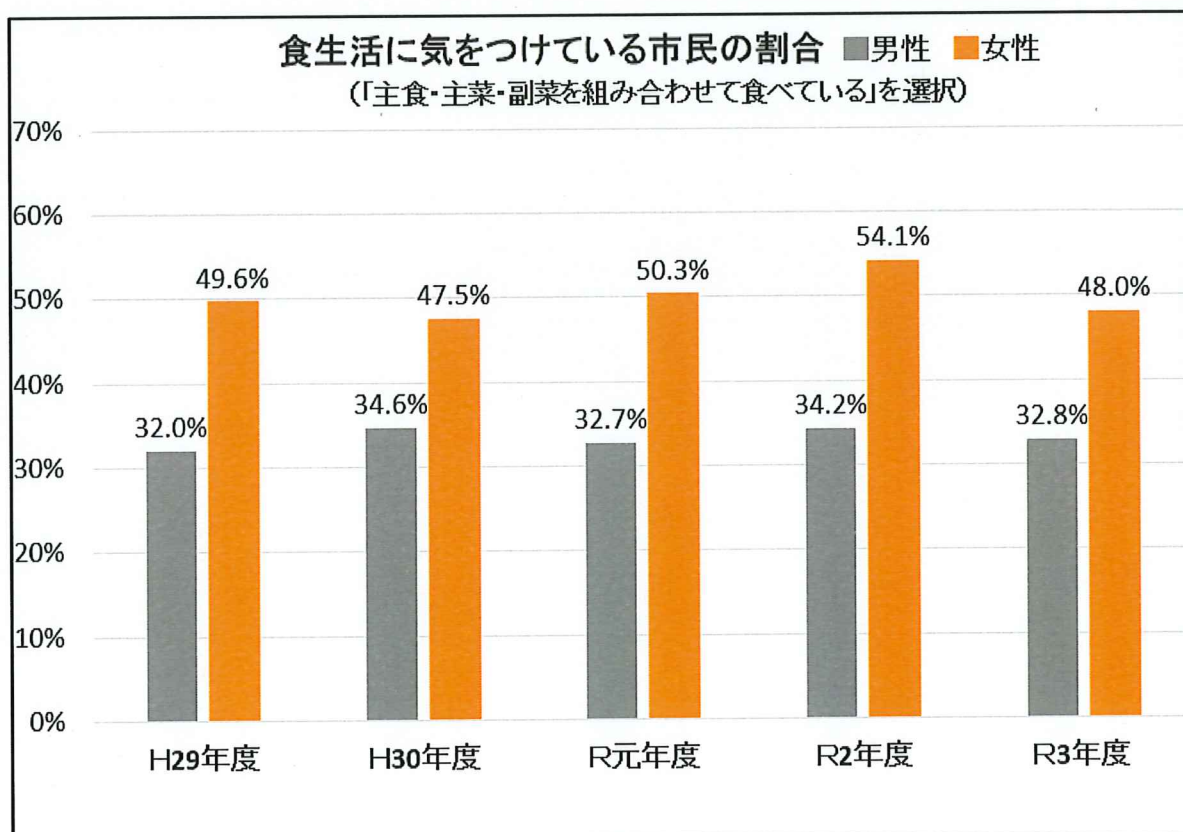
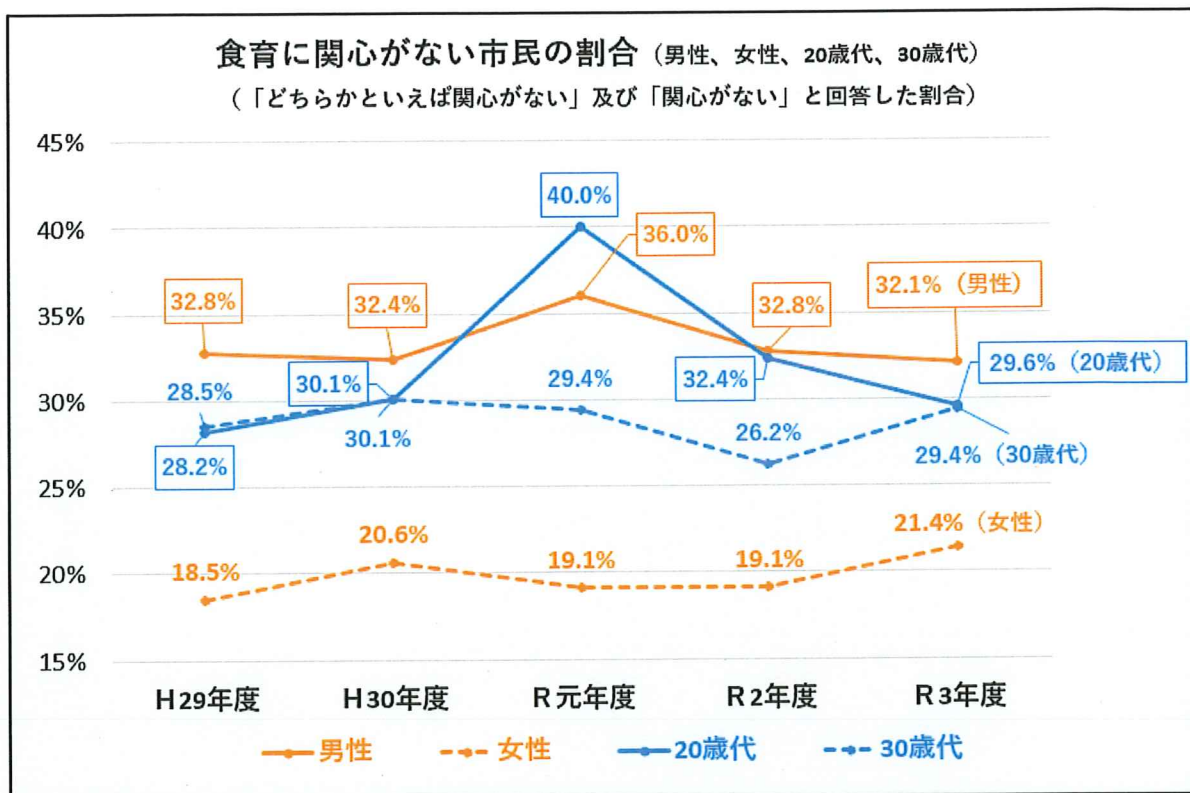
よる外出自粛のため、「自宅で料理を作る回数」や「自宅で食事を食べる回数」が増加し、今まで外食の機会が多かった若い世代において食生活の変化が生じていると考えられます。さらに、地域で食を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員^{*3}による活動機会が減少し、調理実習など体験を伴う活動も難しくなっている現状があります。

出典：長崎市民健康意識調査

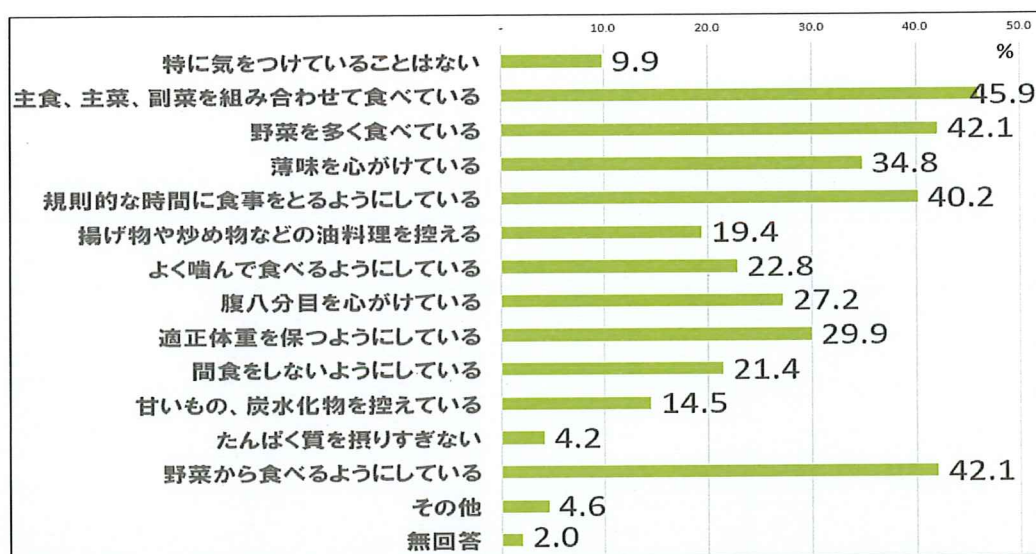
【長崎市民健康意識調査の概要】

市民の健康に関する関心度や取組み方など現状と課題を把握するために、健康づくり課が毎年実施している調査。対象者は、20歳から84歳までの3,500人を年齢別(5歳きざみ)、男女別に層化無作為抽出。調査内容は、健康、食事、運動、こころ、たばこ、歯及び検診等。

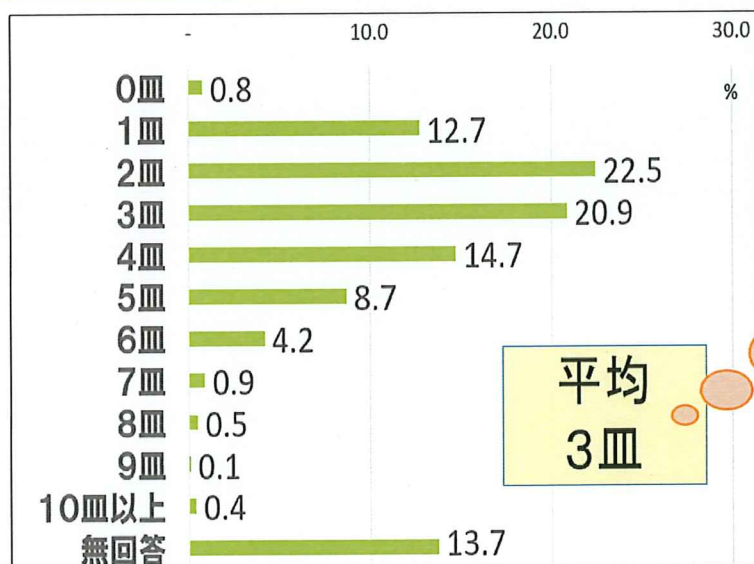




あなたがご自身の食生活で気をつけていることは何ですか。(複数回答可)



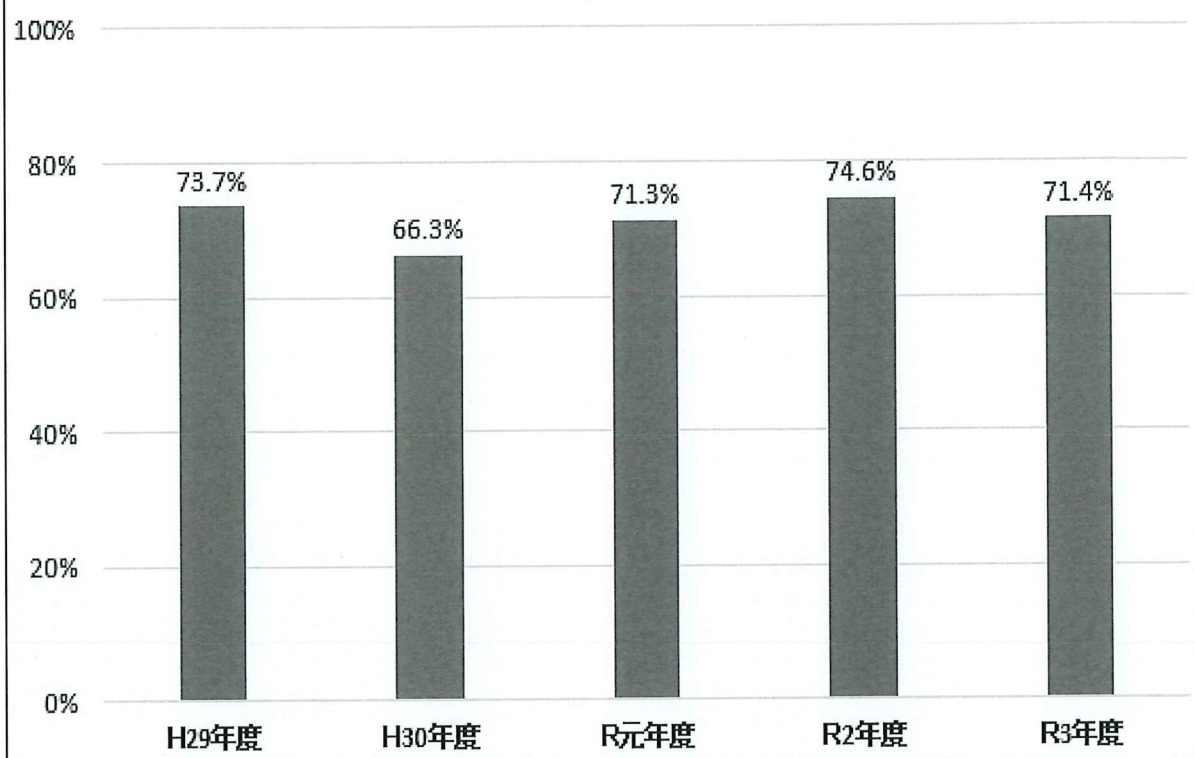
1日に何皿分の野菜料理を食べていますか



平均
3皿

1日に摂りたい野菜の量は350g以上とされ、野菜料理で考えると、“約5皿分”です。

朝食を摂取する市民の割合(若い世代 20~39歳)

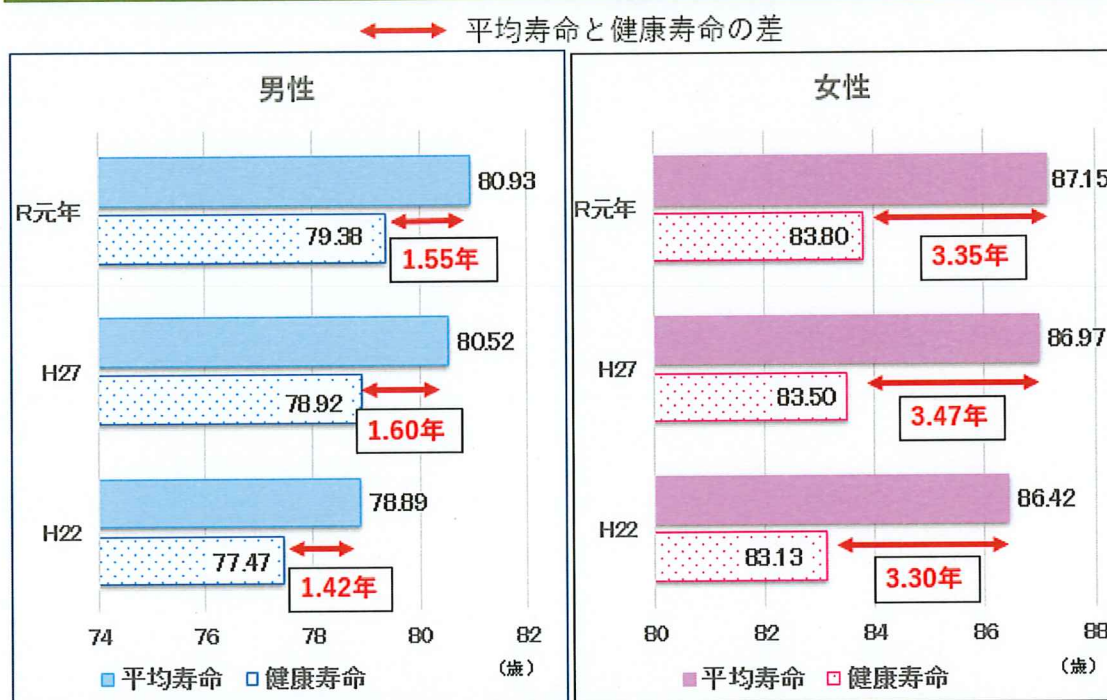


(2) 社会情勢の変化

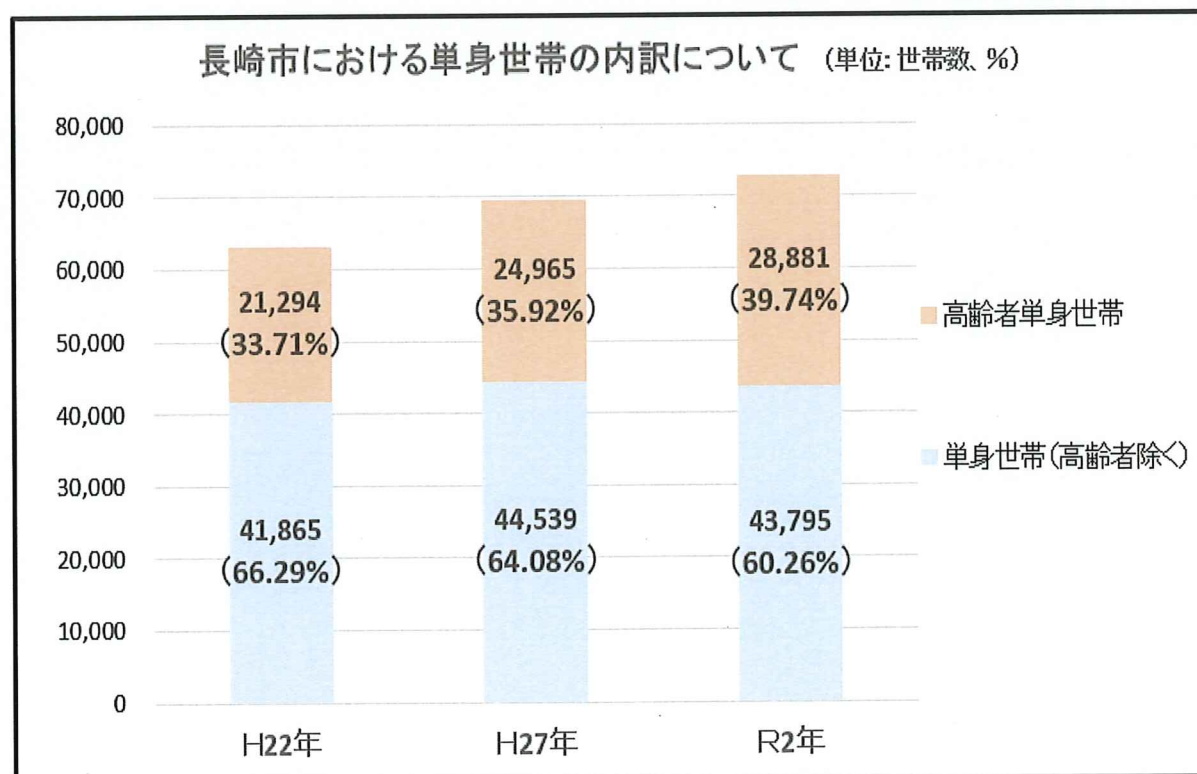
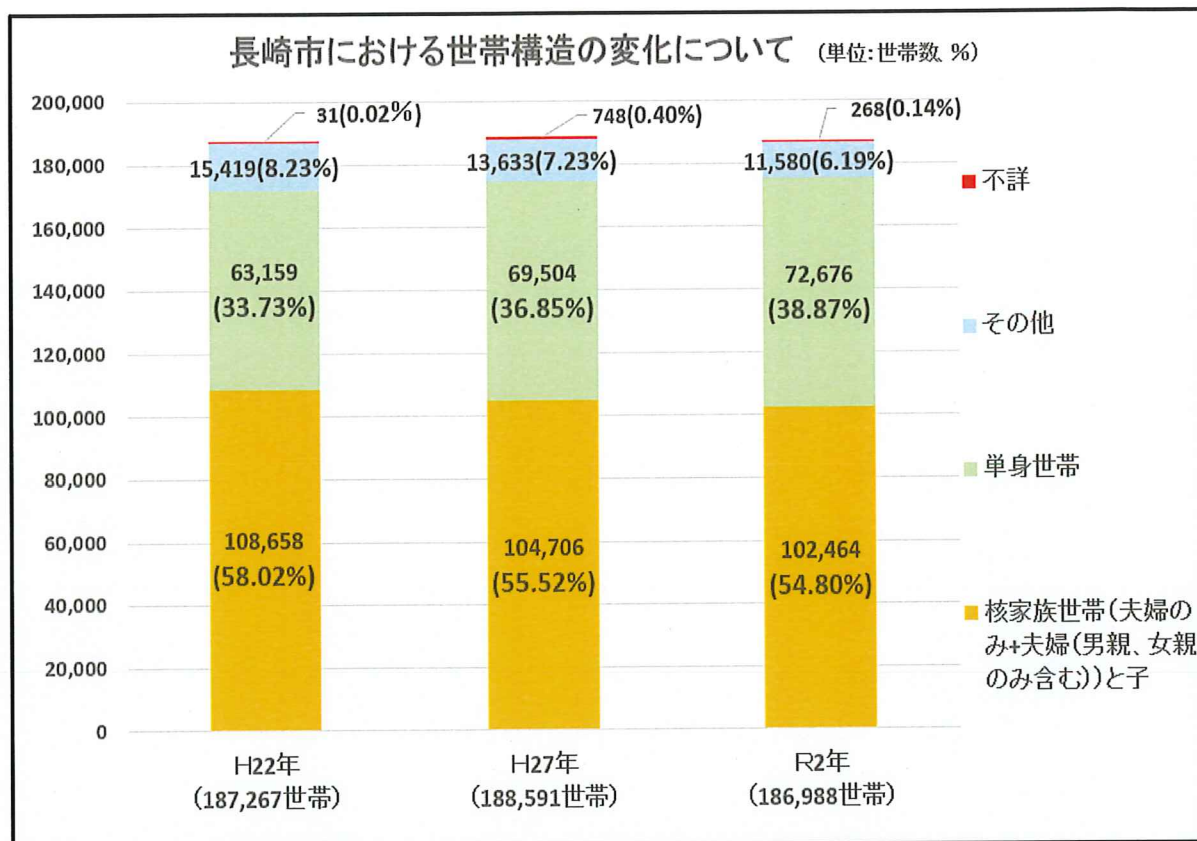
高齢化が進展していく中で、生活習慣病の発症・重症化予防に加え高齢者の低栄養やフレイル*⁴予防を推進し、乳幼児から高齢者まで健やかで心豊かに生活できる活力ある社会、また、健康寿命*⁵の延伸を実現することは、食育の観点からも取り組むべき課題の1つです。

「健康寿命の算定方法の指針」により算定

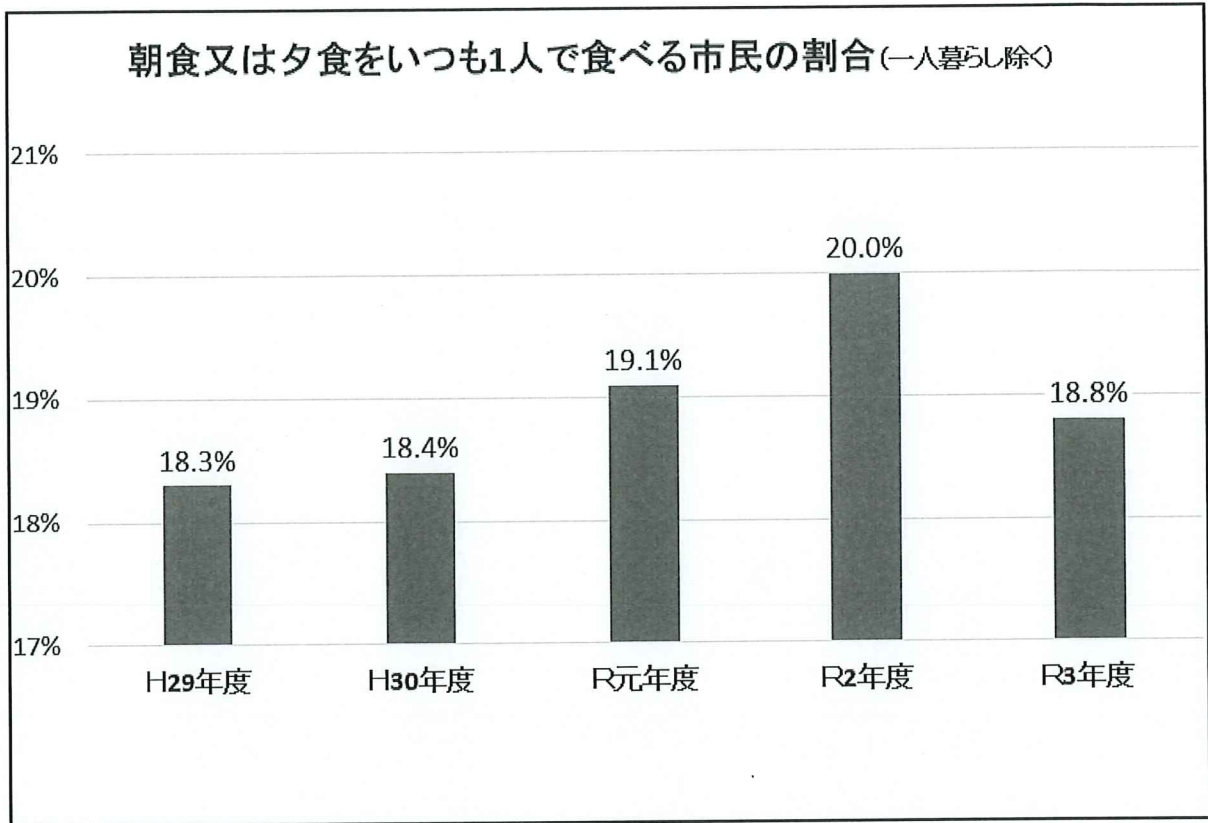
長崎市の健康寿命と平均寿命の推移



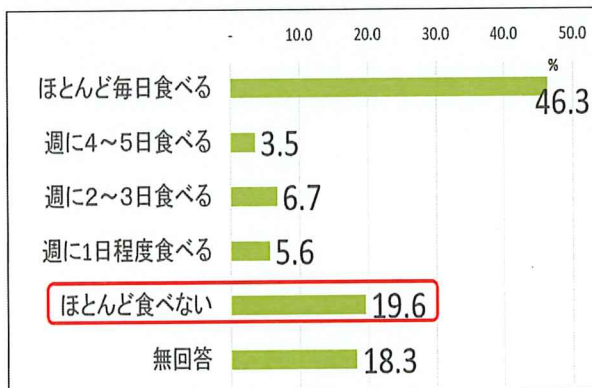
また、3世代世帯の減少や単身世帯（高齢者の単身世帯含む）の増加など世帯構造の多様化や共働きの増加により、食に関する価値観やライフスタイルが多様化し、食の外部化（外食や中食*⁶）拡大、家族間における共食や食文化継承の難しさなど、食に関するさまざまな課題があります。



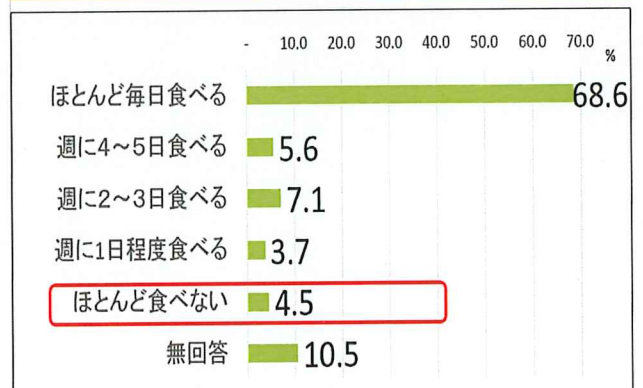
●孤食*7率



朝食を家族と一緒に食べることは、どのくらいありますか。（ひとり暮らし以外）



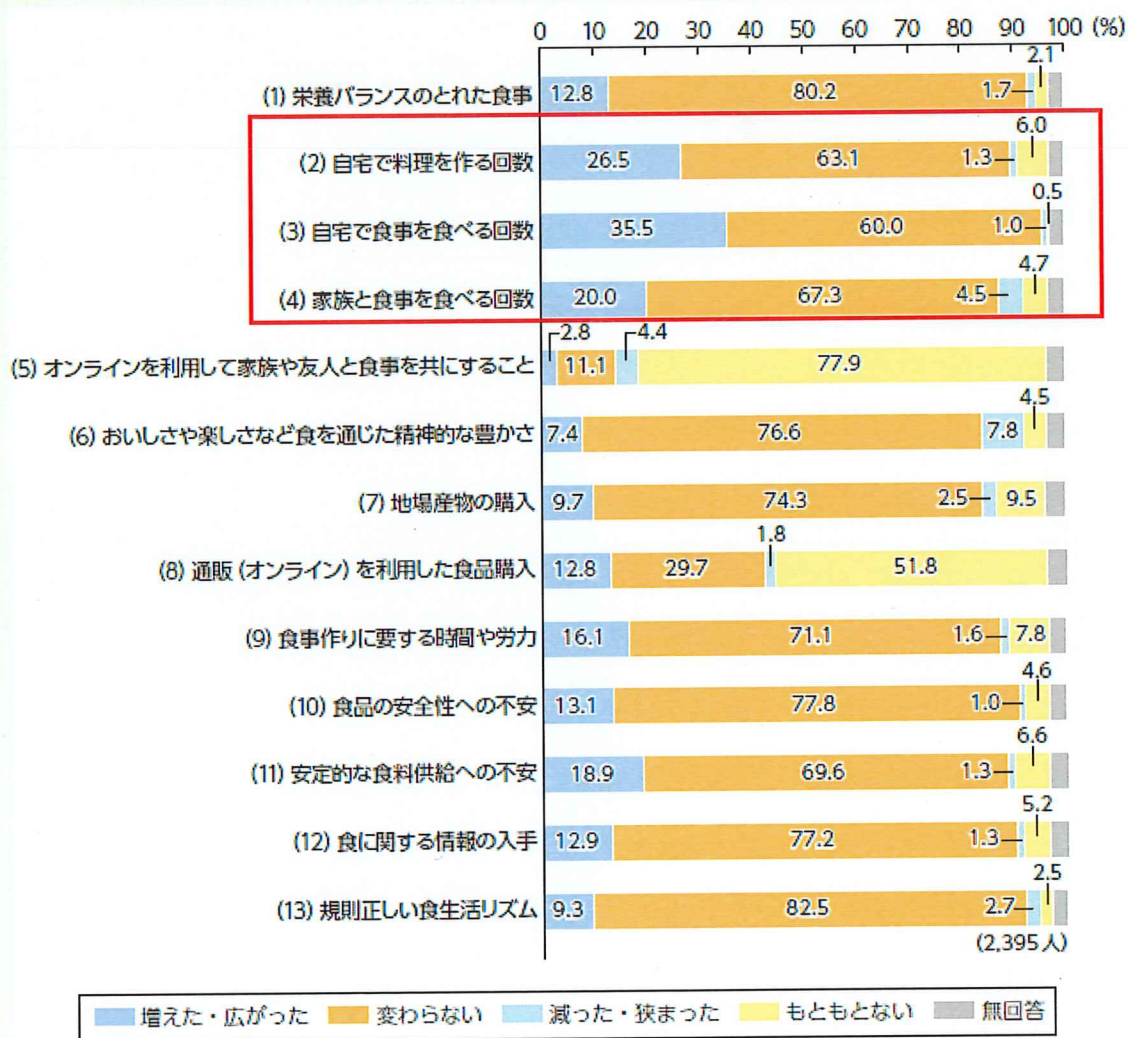
夕食を家族と一緒に食べることは、どのくらいありますか。（ひとり暮らし以外）



そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって時差勤務やテレワークが推進され、さらにライフスタイルは多様化し、対面による食育推進の啓発や体験活動の減少、また、地域における共食の機会の減少、外出自粛に伴い在宅時間が増加し自宅で食事をする回数が増え、家庭における食の重要性が増し、「新たな日常」に対応した食育の推進が必要となっています。

出典：令和2年度食育推進施策^{*8}（農林水産省）

図表 1-1-7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う食生活の変化



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（令和2（2020）年12月実施）

さらに、食品ロス^{*9}については、2019年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減へ主体的に取り組むよう明記されました。

国際的な観点でみると、食育は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）^{*10}と関係が深く、食育に関連する目標は次の3つとなります。また、食育の推進は「SDGsアクションプラン2021」の中に位置づけられ、SDGsの達成に寄与するものです。

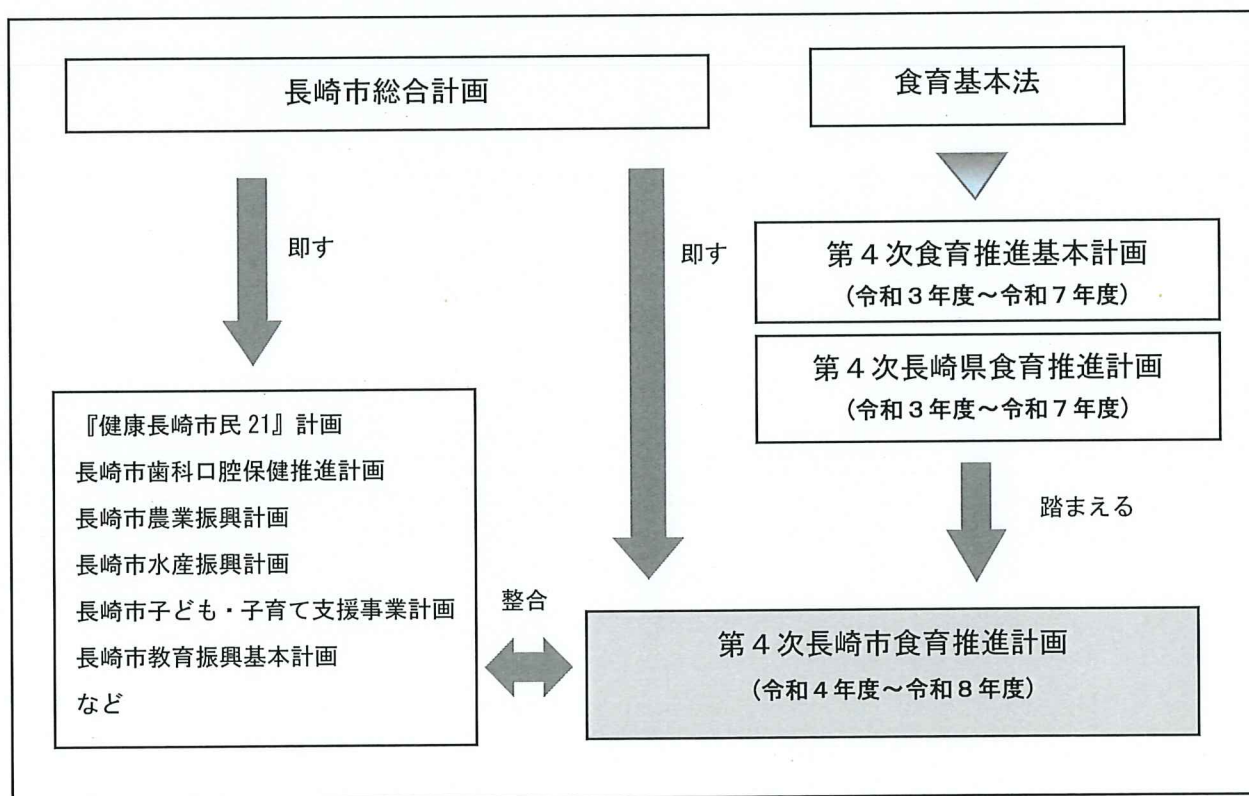
3 すべての人に 健康と福祉を 	「すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育を みんなに 	「質の高い教育をみんなに」 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
12 つくる責任 つかう責任 	「つくる責任 つかう責任」 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

3 計画策定の概要

(1) 計画の位置づけ

長崎市食育推進計画は、平成17年7月に施行された「食育基本法」及び平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」を受け、同法第18条に基づく市町村計画として平成19年3月に策定されました。同法の規定により市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村推進会議）は、市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされており、推進計画を作成・実施している市町村の割合が国の食育推進基本計画の目標の1つとなっています。

また、長崎市食育推進計画は、長崎市の総合計画を踏まえた内容となっており、関連する市の個別計画と食育の分野において相互に整合を図っています。



(2) 計画の変遷

食をめぐるさまざまな状況がある中、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活を実践するため、「長崎市食育推進計画」（平成19年度～平成23年度）、「第2次長崎市食育推進計画」（平成24年度～平成28年度）、「第3次長崎市食育推進計画」（平成29年度～令和3年度）を策定し、食育の普及啓発に取り組み、食育の推進に努めてきました。今後も引き続き、長崎市の食育に関する

施策の総合的・計画的な推進を図るために「第4次長崎市食育推進計画」（令和4年度～令和8年度）を策定します。

（3）計画の期間

第3次長崎市食育推進計画の期間は、当初、令和2年度を終期としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、長崎市第四次総合計画の終期と合わせ、1年延長しました。そのため、第4次長崎市食育推進計画は、令和4年度から始まることとなり、計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

第2章 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の実績及び評価

1 将来目標の実績

第3次長崎市食育推進計画における将来目標は、国が策定した食育推進基本計画の数値目標を基本とし、また、内容が類似しているものや本市が既に個別計画で設けている目標値との整合を図りながら設定しました。これらの将来目標は、食育への関心及び第3次長崎市食育推進計画における3つの重点課題に振り分けて構成しています。

(1) 食育への関心

健康づくり課

目 標	第3次 当初現状値	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	第3次 目標値
食育に関心を持っている 市民の割合の増加	76.3% (H28)	70.4%	70.2%	70.2%	72.3%	96.0%

※長崎市民健康意識調査において、設問「あなたは食育について関心がありますか。」に対し、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合。

設定根拠

第1次計画が始まった平成18年当時の現状値は87%であり、第1次計画から第3次計画まで目標値は96%としていました（96%とは、平成18年度現状値87%の1割増）。第3次計画では、現状値が目標値に達していなかったため、引き続き目標値を継続しました。

水産農林政策課

目 標	第3次 当初現状値	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	第3次 目標値
「食卓の日 ^{*11} 」 の実施度の増加	23.2% (H27)	25.0%	37.3%	25.0%	43.9%	25.0%	50.0%

※ながさきの「食」に関する市民意識調査において、設問「「食卓の日」を意識して食卓を囲むようにしていますか。」に対し、「囲んでいる」と回答した人の割合。（設問「長崎市では毎月19日を「食卓の日」としています。「食卓の日」を知っていますか。」に「知っている」と回答した人に対する設問）

設定根拠

第3次計画では、食卓の日を通して、食卓を囲み、家族で食育や地産地消について考えてもらうため、実施度（食卓の日を認知している者のうち、意識して食卓を囲んでいる人の割合）を高めることを、新たに目標として設定しました。目標値は平成27年度の23.2%を基準値として、令和2年度に50.0%を目指すとして設定しました。

(2) 重点課題Ⅰ

次世代につながる子ども世代、若い世代に向けた食育の推進

小学生、中学生 学校教育課
20 歳代男性、20 歳代女性、30 歳代男性、30 歳代女性 健康づくり課

目 標		第 3 次 当初現状値 (H28)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
朝食を欠食する市民の割合の減少	小学生	1.5%	1.4%	1.6%	1.4%	1.4%	0.0%
	中学生	2.4%	2.6%	3.1%	2.8%	2.6%	0.0%
	20 歳代男性	17.1%	25.7%	12.0%	17.6%	27.8%	8.0%
	30 歳代男性	16.4%	30.6%	23.5%	12.9%	8.8%	9.0%
	20 歳代女性	9.1%	2.8%	10.0%	5.3%	13.2%	4.0%
	30 歳代女性	8.2%	11.0%	12.9%	14.1%	11.0%	4.0%

※小学生、中学生については、学校運営調査によるもの。当該調査の「小中学校の欠食」については、5年に1度の調査となったため、令和3年度は未実施。次回調査は令和7年度となる。

※20 歳代男性、20 歳代女性、30 歳代男性、30 歳代女性については、長崎市民健康意識調査において、設問「普段朝食を食べていますか」に対し、「ほとんど食べていない」と回答した人の割合。

設定根拠

第3次計画では、小学生・中学生が生活習慣の形成途上にあることから、引き続き0%を目標値としました。成人については、20 歳代女性が第2次計画において現状値が目標値を達成していたため、30 歳代女性の目標値と同じ目標値へ変更し、その他の目標値については、現状値が目標値を達成しなかったため、引き続き目標値を継続しました。

学校教育課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
農作業体験学習実施小学校の割合の増加	84.3% (59/70 校) (H28)	87.1% (61/70 校)	91.3% (63/70 校)	91.3% (63/69 校)	100% (68/68 校)	100%

設定根拠

第 2 次計画では、農作業体験学習実施小学校数の増加を目標値として実施していましたが、第 3 次計画では、学校の統廃合により全小学校数が変わるため、目標値を実施小学校の割合へ変更しました。

(3) 重点課題Ⅱ

さまざまなライフスタイルに応じた食育の推進

健康づくり課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
朝食又は夕食をいつも 1 人で食べる市民の割合の減少	20.0% (H28)	18.3%	18.4%	19.1%	20.0%	0.0%

※長崎市民健康意識調査において、設問「あなたは朝食を家族と一緒に食べることは、どのくらいありますか。」「あなたは夕食を家族と一緒に食べることは、どのくらいありますか。」に対し、「朝食を家族と週一回程度食べる」「ほとんど一緒に食べない」、「夕食を家族と週一回程度食べる」「ほとんど一緒に食べない」と回答した人の割合。

設定根拠

第 3 次計画では、国の第 3 次計画において引き続き『朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数』が目標とされたこと、及び現状値が目標値に達成していなかったため、引き続き 0 % を継続しました。

健康づくり課

目 標		第3次 当初現状値	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	第3次 目標値
食生活に気を つけている 市民の割合の 増加	男性	31.3% (H28)	32.0%	34.6%	32.7%	34.2%	40.0%
	女性	50.7% (H28)	49.6%	47.5%	50.3%	54.1%	65.0%

※長崎市民健康意識調査において、設問「食生活で気をつけていること」のうち、「主食、主菜、副菜を組み合わせて食べている」を選択した人の割合。

設定根拠

第3次計画では、第2次計画の目標を継続していた「食生活に気をつけている市民の割合の増加」は、男性女性ともに現状値が目標値に達成していなかったため、引き続き目標値を継続しました。この将来目標は、第1次計画の目標「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている市民の割合の増加」から第2次計画において見直しを行っています。

健康づくり課

目 標	第3次 当初現状値	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	第3次 目標値
内臓脂肪症候群（メタボリック シンドローム）の予防や改善の ために適切な食事、運動等を継 続的に実践している市民の割合 の増加	27.4% (H28)	28.4%	30.2%	26.5%	26.4%	30.0%

※長崎市民健康意識調査において、設問「メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続的に実施していますか」に対し、「実践して、半年以上継続している」「実践しているが、半年未満である」と回答した人の割合。

設定根拠

第1次計画では、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合の増加」については目標を設定し、達成しました。第2次計画では、「周知」から「実践」のコンセプトのもと、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合の増加」を目標として設定しましたが、第3次計画では、現状値が目標値に達成していなかったため、引き続き目標値を継続しました。

健康づくり課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
規則的な時間に食事をし、よく噛んで食べる市民の割合の増加	49.5% (H28)	50.3%	42.0%	47.5%	49.1%	60.0%

※長崎市民健康意識調査において、設問「食生活で気をつけていること」のうち、「規則的な時間に食事をするようにしている」「よく噛んで食べるようにしている」を選択した人の割合。

設定根拠

国の第3次計画では、「ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす」を目標としたことに関連し、長崎市の第3次計画においても「規則的な時間に食事をし、よく噛んで食べる市民の割合の増加」を引き続き目標としました。また、現状値が目標値に達成していなかったため、目標値についても継続しました。

(4) 重点課題Ⅲ

生産者と消費者との交流、地域の食文化の継承の推進

健康づくり課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
食生活改善推進員の数の増加	268 人 (H28)	279 人	278 人	263 人	258 人	320 人

※各年4月1日現在の食生活改善推進員の人数

令和3年度現在、市内11支部で活動。毎年、養成講座を実施（令和2年度は14人を養成）。

設定根拠

食生活改善推進員は、食生活改善のための活動及び食育推進に関する活動に携わるボランティアです。食生活改善推進員については、推進員の養成講座を毎年開催し平成29年度までに中学校区に各8人計320人とし、その後は人数据え置きとして目標値を設定しました。

農林振興課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
市民が利用する 「市民農園* ¹² 」 の区画割合の増 加	63.0% 【529/839】 (H27)	59.3% 【498/839】	60.3% 【506/839】	54.2% 【455/839】	50.8% 【427/839】	52.5% 【441/839】	75.0% 【629/839】

※市民農園入園率。【 】内は利用区画数／全体区画数。市民農園は市内 4 カ所に設置。

設定根拠

第 3 次計画では、農業への理解と農業集落を活性化するために、都市住民と農村の交流活動、レクリエーション等の余暇活動として農産物を栽培する「市民農園」への入園率の増加を、新たに目標と設定しました。

農林振興課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
グリーンツーリ ズム* ¹³ 体験プロ グラムの参加者 数の増加	6,315 人 (H26)	11,708 人	12,526 人	11,127 人	12,383 人	9,210 人	4,409 人	12,000 人

※（再掲）長崎市総合計画及び長崎市農業振興計画。

設定根拠

第 3 次計画では、農業振興の一環でもあり、都市住民と農山漁村の交流を促進しさまざまな体験を行うものとして、グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数の増加を、新たに目標と設定しました。

健康教育課

目 標	第 3 次 当初現状値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	第 3 次 目標値
学校給食における地元 水産物（鮮魚類）の使 用割合（重量ベース） の増加	65.5% (H27)	90.4%	85.3%	89.8%	63.8%	64.3%	68.0%

※「学校給食における地場産物使用状況調査（11・2月）」長崎県教育庁体育保健課調査

※地元水産物 …地元で水揚げされるさば、あじ、ぶり、いかなど

※使用重量ベース…総使用重量に占める地元産物使用重量の割合

設定根拠

第3次計画では、学校給食において、地元で獲れた水産物を積極的に使用することで地産地消を推進し食育の推進をはかるため、地元水産物の利用率が使用重量ベースで増加することを、新たに目標と設定しました。

2 将来目標の評価

(1) 将来目標の評価の判断基準

第3次長崎市食育推進計画における「将来目標」の実績について、下記判断基準に基づき評価しました。

◎：（達成）第3次目標値に到達

○：（改善）第3次計画作成時の現状値と比較して、目標に向けて改善
（目安として、第3次当初現状値を超える）

△：（変わらない）第3次計画作成時の現状値と比較して、変わらない
（目安として、第3次当初現状値と同数から2%程度低下まで）

▲：（低下）第3次計画作成時の現状値と比較して、低下
（目安として、第3次当初現状値から2%程度超えて低下）

(2) 将来目標の達成状況

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年4月から食育関連の事業の多くが中止となり、令和3年4月からは感染状況や事業内容など総合的に判断し、事業の実施可否について判断してきてきました。

よって、令和2年度のみでの将来目標の評価は難しいため、令和元年度と併せて行うこととしました。

評価内容	令和元年度	令和2年度
目標達成	0指標	2指標
第3次計画作成時の現状値と比較して、目標に向けて改善	8指標	3指標
第3次計画作成時の現状値と比較して、変わらない	6指標	6指標
第3次計画作成時の現状値と比較して、低下	4指標	7指標

(3) 第3次長崎市食育推進計画における将来目標の評価一覧

目標項目		第3次 当初現状値	第3次 目標値	令和 元年度	評価	令和 2年度	評価
食育への関心							
食育に関心を持っている市民の割合の増加		76.3% (H28年度)	96.0%	70.2%	▲	72.3%	▲
「食卓の日」の実施度の増加		23.2% (H27年度)	50.0%	43.9%	○	25.0%	△※1
次世代につながる子ども世代、若い世代に向けた食育の推進							
朝食を欠食する市民の割合の減少	小学生	1.5% (H28年度)	0.0%	1.4%	○	1.4%	○
	中学生	2.4% (H28年度)	0.0%	2.8%	△	2.6%	△
	20代男性	17.1% (H28年度)	8.0%	17.6%	△	27.8%	▲
	30代男性	16.4% (H28年度)	9.0%	12.9%	○	8.8%	◎
	20代女性	9.1% (H28年度)	4.0%	5.3%	○	13.2%	▲
	30代女性	8.2% (H28年度)	4.0%	14.1%	▲	11.0%	▲
農作業体験学習実施小学校の割合の増加		84.3% [59/70校] (H28年度)	100% (全小学校)	91.3% [63/69校]	○	100% [68/68校]	◎
さまざまなライフスタイルに応じた食育の推進							
朝食又は夕食をいつも1人で食べる市民の割合の減少		20.0% (H28年度)	0.0%	19.1%	○	20.0%	△
食生活に気をつけている市民の割合の増加 (男性)		31.3% (H28年度)	40.0%	32.7%	○	34.2%	○
食生活に気をつけている市民の割合の増加 (女性)		50.7% (H28年度)	65.0%	50.3%	△	54.1%	○
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム） の予防や改善のための適切な食事、運動等を継 続的に実践している市民の割合の増加		27.4% (H28年度)	30.0%	26.5%	△	26.4%	△
規則的な時間に食事をし、よく噛んで食べる市 民の割合の増加		49.5% (H28年度)	60.0%	47.5%	△	49.1%	△
生産者と消費者との交流、地域の食文化の継承の推進							
食生活改善推進員の数の増加		268人 (H28年度)	320人	263人	▲※2	258人	▲※2
市民が利用する「市民農園」の区画割合の 増加		63.0% [529/839区画] (H27年度)	75.0% [629/839区画]	50.8% [427/839区画]	▲	52.5% [441/839区画]	▲
グリーンツーリズム体験プログラムの参加 者数の増加		6,315人 (H26年度)	12,000人	9,210人	○	4,409人	▲
学校給食における地元水産物（鮮魚類）の 使用割合（重量ベース）の増加		65.5% (H27年度)	68.0%	63.8%	△	64.3%	△

※1 令和2年度の実績が令和元年度実績と比べ大幅に減少しているため、第3次当初現状値を超えているが「△」とする。

※2 食生活改善推進員は、実数により判断し「▲」とする。

第3章 第4次長崎市食育推進計画におけるめざす姿、重点課題、将来目標及び体系図

1 めざす姿

第3次長崎市食育推進計画から新たに『めざす姿』を設定しましたが、食育への関心は依然低く、横ばいにとどまっており、市民一人ひとりが意識して健全な食生活を実践する状態に至ってない現状です。よって、第4次長崎市食育推進計画においても、食育を推進する各分野が、全体の意識の共有と連携、協働を図りながら取り組んでいくために、めざす姿は引き続き継続します。

めざす姿

長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する

《趣旨》

食育基本法に基づき、長崎市民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することをめざします。そのために、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域等を中心とした食育を推進する各分野と連携、協働を図り、食育の推進に取り組んでいくために、下記の1から7の取組むべき施策を推進します。

なお、下記の1から7の各施策は、食育を総合的、計画的に推進するため、第1次計画策定当初から、柱となる施策として位置付けられています。

《取り組むべき施策》

1	家庭における食育の推進
2	学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進
3	地域における食生活の改善のための取組みの推進
4	食育推進運動の展開
5	消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6	食文化の継承のための活動への支援等
7	食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供

2 重点課題

「めざす姿」に向かって、1から7の取り組むべき施策を横断的に取り組んでいくために、第3次長崎市食育推進計画の将来目標の分析や市民健康意識調査の結果及び社会情勢の変化を踏まえ、長崎市の現状と問題点を整理し、「3つの重点課題」を設定します。

【重点課題1】

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

高齢化が進む中、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・予防は重要な課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しているものの、依然朝食の欠食や適切な食生活の実践ができていない現状があります。

そこで、食生活の基礎となる乳幼児期から、健康無関心層も含め、高齢期に至るまで切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支えるため、食育を推進します。

【重点課題2】

消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進（人の交流、文化の視点）

食は生産から消費に至るまで、多くの人々の様々な活動によって支えられているということに対する感謝の念や理解を深めることは大切です。

近年感染症拡大により難しくなっている食に関する体験や食文化（郷土料理や食事の作法など）について、新しい生活様式を取り入れながら継承する人材や交流の機会を増やし、食育を推進します。

【重点課題3】

持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

感染症拡大など社会情勢が大きく変わる中においても持続可能な食環境、つくる責任・つかう責任を考えた食環境、また、地域において食に関する健康づくりを普及するため、食育を推進します。



上記3つの重点課題に対する横断的な視点

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を設定します。

3 将来目標の方向性及び新規目標設定

(1) 将来目標の方向性

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年4月から食育関連の事業の多くを中止し、令和3年4月以降も感染状況や事業内容など総合的に判断し一部事業を中止したため、第3次長崎市食育推進計画の将来目標の評価は難しいものとなりました。

よって、第4次長崎市食育推進計画の将来目標については、先に述べた重点的視点を持ちつつ、第3次長崎市食育推進計画の将来目標を継続しながら、目標の内容の見直し、細分化されていた分類の統合、数値の増加を目標とするものと低下を目標とするものが混在していたため増加に統一すること、第4次食育推進基本計画(国の計画)の目標との整合、また、新たに持続可能な食を支える食育の推進という視点の将来目標を追加しました。

(2) 新規将来目標の設定

新規将来目標 1

市ホームページ（食育）閲覧数の増加

【健康づくり課】

(設定根拠)

第4次計画では、デジタル化を横断的視点としており、市ホームページへのアクセスの状況として市ホームページ（食育）の閲覧数について設定します。

(将来目標)

食育にかかる市ホームページの閲覧数について、増加することを目標とします。

目 標	第4次 当初現状値 (R3年度)		第4次目標値 (R8年度)
食育にかかる市ホームページ閲覧数の増加	700 件		1,000 件

新規将来目標 2

食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合の増加

【廃棄物対策課】

（設定根拠）

持続可能な食を支える食育の推進という重点課題にむけての視点となるため、食品ロス削減について、国と同等の目標内容及び目標値を設定します。

（将来目標）

国の目標「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」を参考としており、数値については、長崎市民に対する調査により算出します。

目 標	第 4 次 当初現状値 (R 3 年度)		第 4 次目標値 (R 8 年度)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合の増加	—		80%

4 第4次長崎市食育推進計画計画における将来目標一覧

目標項目	第4次当初 現状値 (R2年度)	第4次への 方向性	第4次目標値 (R8年度)	備考	所管課
食育に関心を持っている市民の割合の増加	72.3%	目標値見直し	78.9%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
「食卓の日」の実施度の増加	25.0%	継続	50.0%	ながさきの「食」に関する 市民意識調査	水産農林政策課
朝食摂取率の増加(小中学生)	98.3%	目標内容・ 分類見直し	100%	学校運営調査 (5年に1回調査、次は7年度予定)	学校教育課
朝食摂取率の増加(若い世代 20～39歳) 【 】内は、40～59歳	74.6% 【81.9%】	目標内容・ 分類見直し	85.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
共食を実施している1週間あたりの回数の増加 ※一人世帯も対象	—	目標内容見直し	16回	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回 以上食べている市民の割合の増加	40.5%	目標内容見直し	50.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
生活習慣病の予防や改善のための適切な食事、運 動等を継続的に実践している市民の割合の増加	—	目標内容見直し	75.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
ゆっくりよく噛んで食べる市民の割合の増加	—	目標内容見直し	55.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
食生活改善推進員の数の維持	258 人	目標内容見直し	258 人	各年度4月1日現在の人数	健康づくり課
市民が利用する「市民農園」の区画割合の 増加 【 】内は利用区画数/全区画数	52.5% 【441/839】	区画数の見直し	75.0% 【387/516】	市民農園の入園率	農林振興課
グリーンツーリズム体験プログラムの 参加者数の増加	4,409人	継続	12,000人	(再掲) 長崎市第五次総合計画 第二次長崎市農業振興計画	農林振興課
学校給食における地元水産物(鮮魚類)の 使用割合(重量ベース)の増加	64.3%	継続	68.0%	学校給食における地場産物使 用状況調査(11月、2月)	健康教育課
食育にかかる市ホームページ閲覧数の増加	700件	新規	1,000件	—	健康づくり課
食品ロス削減のために何らかの行動をしてい る市民の割合の増加	—	新規	80.0%	—	廃棄物対策課

5 施策の体系図

めざす姿

長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する

重点課題 1

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

重点課題 2

消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進（人の交流、文化の視点）

重点課題 3

持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

（横断的視点）

「新たな日常」や
デジタル化に対応
した食育の推進

【取り組むべき施策】	【施策の方向性】
1 家庭における食育の推進	(1) 子どもの基本的な食習慣の形成
	(2) 望ましい食習慣や知識の習得
	(3) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進
	(4) 在宅時間を活用した食育推進
2 学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進	(1) 食に関する指導の充実
	(2) 学校給食の充実
	(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
	(4) 就学前の子どもに対する食育推進
3 地域における食生活の改善のための取り組みの推進	(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進
	(2) 歯科口腔保健活動における食育推進
	(3) 栄養バランスに配慮した食育推進
	(4) 若い世代に向けた食育推進
	(5) 高齢者に関わる食育推進
	(6) 地域における共食の推進
	(7) 災害時に備えた食育推進
4 食育推進運動の展開	(1) 食育に関する市民の理解の増進
	(2) ボランティア活動等への支援
	(3) 食育月間・食育の日の実施と継続的な食育推進運動
5 消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	(1) 農林漁業者等との連携による食育推進
	(2) 農林漁業体験活動の促進
	(3) 都市と農山漁村の共生・交流の促進
	(4) 地産地消の推進
	(5) 食品ロス削減と食品リサイクルの推進
6 食文化の継承のための活動への支援等	(1) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入
	(2) 伝統的な食材や食文化に関する情報の発信
7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	(1) 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
	(2) リスクコミュニケーションの充実
	(3) 食品の安全性の確保

第4章 食育の取り組むべき施策

1 家庭における食育の推進 ■食育基本法 第19条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性について～

規則正しい就寝・起床・朝食を食べることは、基本的な生活習慣であり、家庭において、子どもの健全な食習慣の形成を通して、生活リズムの向上を図ることや、子どもから高齢者まで基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、必要な食に関する知識や判断力を身に付けることは大切です。

従来、食に関する情報や知識、伝統や文化等は、家庭を中心に世代を超えて受け継がれてきました。しかしながら、世帯構造やライフスタイルの多様化により、家庭での共食の機会が減少し、このような継承が難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新たな日常」への対応のための外出自粛やテレワークの増加により在宅時間が増え、家庭において料理や食事をする機会が増加しており、こうした状況は、食生活を見直す機会となっています。一方、家庭による「食」に対する考え方の違いにより、食生活の「質」に差が生じています。

家庭での共食は、食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進していくことは重要です。

市民一人ひとりが「食」について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、各分野において連携、協働を図りながら家庭における食育を推進します。

取り組むべき施策

(1) 子どもの基本的な食習慣の形成

乳幼児期は、食習慣の基礎づくりの時期であり、「多様な食材と多様な味に慣れさせ、食事の楽しさを知ることや、規則正しい食事時間を確立すること」が求められます。

朝食を毎日食することは、基本的な生活習慣を身につける観点から非常に重要です。この大切な朝食を欠食すると、昼食・夕食・間食等の摂取量が多くなり、過食につながる可能性があり、肥満や生活習慣病の発症を助長することもあります。また、午前中のエネルギー供給が不十分となり体調が悪くなるなど、子どもだけでなく大人にとっても多くの問題点が指摘されています。

① 妊産婦や乳幼児への取組み

- 妊娠期から子育て期の健康診査や健康教室において、望ましい生活リズムを身につ

けるなどの食育に関する情報提供を行います。また、乳幼児健康診査や健康教室、電話等で栄養相談を行います。

【こども健康課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●妊娠期の体重増加量が新生児の出生体重に影響するため、母子健康手帳交付時や両親学級などの機会に体重コントロールに関する指導を行うとともに、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針～妊娠前から、健康なからだづくりを～」の普及啓発を行います。

【こども健康課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

厚生労働省ホームページ

妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針

～妊娠前から、健康なからだづくりを～



- ◆妊産婦のための食事バランスガイド
- ◆妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針
- ◆お母さんと赤ちゃんの健やかな毎日のための10のポイント



●授乳や離乳の進め方については、国が策定した「授乳・離乳の支援ガイド」に基づく指導を行います。

【こども健康課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●離乳食教室での調理実習を通して適切に食品を選別、活用する方法を指導し、保護者への食に関する啓発を行います。

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●乳幼児期の健康診査や健康教室における栄養相談において、乳幼児期の望ましい食生活について保護者への啓発を行うとともに、肥満度が一定以上の幼児については、肥満を予防する指導を行います。 【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●食物アレルギーの対応に悩む保護者に対しては、お互いの情報を交換し、相談や学習ができるような支援を行います。 【中央総合事務所地域福祉課】

●4か月及び3歳児健診時に、魚食に関する冊子を配布し、成長過程にあわせた魚食普及を推進します。 【水産農林政策課】



② 歯科口腔保健事業における取組み

●産科マタニティ教室や妊産婦歯科健診において、母の栄養状態や口腔の状況が生まれてくる子に影響することについて保健指導を行い、生涯を通じた母子の口腔の健康につなげます。 【口腔保健支援センター】

●乳幼児健診等において、フッ化物歯面塗布等や仕上げ磨きの方法、間食指導により、むし歯予防に努めるとともに、食べる機能を育てることの重要性について啓発を行います。 【口腔保健支援センター】

③ 家庭教育に活用できる取組み

●子どもたちの健やかな成長に資するよう、食に関する理解を深める講座や健全な食習慣・生活習慣の確立に寄与する講座を行います。 【生涯学習課】

④ 子育て支援事業の活用

●地域のふれあいセンター^{*14}、公民館等で乳幼児の親子を対象に開催している「お遊び教室」の中で、食に関する講話や栄養士等からのアドバイスを行う機会を設けます。 【子育て支援課】

●子ども（特に乳幼児）の健全な食習慣の形成や生活習慣育成の啓発を図ることを目的に、子育て支援センター*¹⁵での離乳食・幼児食の紹介や調理実習、栄養に関する相談、食育に関する情報の提供等の実施を推進します。 【子育て支援課】

～「長崎市三和地区子育て支援センターぴっぴ」の活動紹介～

毎月19日の食育の日にあわせて、食育についての簡単な講話をし、食に関する絵本の読み聞かせを行っています。

「食べる力」＝「生きる力」をモットーに毎日の食事の大切さを、絵本やお話を通して少しでも関心を持っていただきたいと思います。



⑤ 朝食の欠食を減らすための取組み

●朝食を食べる習慣を身に付けてもらうために、乳幼児から親となる若い世代に至るさまざまな年齢層を対象に朝食の重要性についての普及啓発を行います。

【健康づくり課】

●「食育だより」等を発行し、朝食の重要性について普及啓発を行います。

【幼児課】

●朝食を食べる習慣を身につけ、生活リズムを整えてもらうために、乳幼児期の健康診査や健康教室、出前講座等で朝食の重要性についての普及啓発を行います。

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●子どもの頃から、朝食を食べる習慣を身に付けてもらうため、子どもだけでなく、保護者においても朝食の重要性について理解を深めるための普及啓発や、手軽にできる朝食メニューのPRに努めます。 【健康教育課】

元気がいちばんたい！健康長崎市民 21

1 日の始まりにしっかり朝食を！

国の調査によると、朝食を食べない人の割合は20歳代が最も多く、男性は3人に1人、女性では4人に1人となっています。

朝は慌ただしく、「朝食を食べる時間があれば寝ていたい」「身だしなみを整えるのに時間がかかる」「昨日の夕食が何となく胃にもたれて食欲がわかない」などの声が聞こえてきそうですが、朝食には胃袋を満たすだけでなく、大切な役割があるんです。

私たちの脳は寝ている間にもエネルギーを使っていて、朝の脳はエネルギー欠乏状態になっています。朝食をしっかり食べないと、脳のエネルギーが不足し、集中力や記憶力も低下してしまいます。また、朝食を食べると体温が上昇し、1日の活動の準備をはじめま



す。腸の活動で排便を促して便秘を予防したり、生体リズムを刻む体内時計を調えたりする役目も担っています。

朝、時間のない人は、前日の食事を取り分けておいたり、パンやおにぎり、納豆、チーズ、缶詰など調理しなくても簡単に食べられるものを用意したりしておくといでしょう。

夜遅くに夕食をドカ食いすると、翌朝、空腹感を感じにくくなるので、帰宅が遅くなる場合は、パンやおにぎり、バナナや牛乳などを少し食べ、帰宅後は消化の良い軽めの食事をするなどの工夫をしてみましょう。

まずは習慣作りが大切です。朝食を食べる習慣がないかたは、口にしやすいものから食べて、1品でも食べる習慣ができれば、品数を増やしていきましょう。

健康づくり課 ☎829-1154

農林水産省ホームページ

朝食を毎日食べるとこんないいこと

- 朝食を食べる習慣は、食事の栄養バランスと関係しています
- 朝食を食べる習慣は、生活リズムと関係しています
- 朝食を食べる習慣は、心の健康と関係しています
- 朝食を食べる習慣は、学力・学習習慣や体力と関係しています



「食育」ってどんないいことがあるの？

★お子さんの健やかな成長は、保護者のみなさんの健康づくりから始まります★

夜型の生活スタイルの増加に伴い、「朝食を食べる時間があれば寝ていたい」「昨日の夕食が何となく胃にもたれて食欲がわからない」などの理由で朝食を欠食する大人の割合は増えています。一緒に生活する大人の生活習慣は、子どもの習慣につながっていきます。子どもさんと一緒に健康づくりを始めましょう。

◆なぜ、朝食は必要なの？

私たちの体は夜、寝ている間もエネルギーをしっかりと使っているのに、朝、目覚めた時には、脳と体はエネルギー不足になっています。

新しい1日のはじめに、しっかり朝食を食べてエネルギーを充電させることは、いきいきとした子育てをする上ではとても大切なことです。そして、毎日の習慣が体内リズムを整え、健康な体を作っていきます。



◆朝食をぬくとどんな影響がでるの？



集中力がなくなり、イライラしやすくなります。子育て中は忙しくてただでさえイライラしがちなので、朝食をぬくとますます、怒りっぽくなるなんてことにもなりそうです。

また、仕事や勉強の効率が悪くなったり、食事の回数が少なくなることで、「肥満」やコレステロールや中性脂肪が高くなる「脂質異常症」の原因になったりすることもあると2年を超

◆朝食を食べるための工夫

《前日の夜食や夕食が胃にもたれて食欲がわからないという方へ》

- ・夕食が遅くなる時は、夕方（6時ぐらい）に軽めの食事（補食）をとり、遅い夕食は軽めにすませる
- ・夜食や夕食は、油っこい料理は避け、控えめに食べる

《忙しくて作る時間がないという方へ》

- ・そのまま食べられるパンやシリアル、レトルト食品や缶詰類、カット野菜等を購入しておく

（朝食例）

- ◇パン・野菜ジュース・ゆで卵
- ◇具入りおにぎり・インスタントみそ汁・カット野菜
- ◇シリアル・ヨーグルト・カット果物



(2) 望ましい食習慣や知識の習得

学童期は心身ともに成長し、食習慣の基礎が完成する時期です。1日3食を規則的に、栄養バランスのとれた食事をするなど正しい食習慣を身につけることが大切です。

また、思春期は部活動や塾通いなどにより、生活のリズムが乱れがちになり、朝食の欠食や孤食も増えてきます。正しい知識を身につけ、自己管理して望ましい食習慣と生活リズムを維持していく必要があります。

① 学校を通じた保護者への啓発

●望ましい食習慣や食育の重要性について、食育だよりの発行や学校給食の試食会、学校保健委員会の活動などを通じ、保護者への啓発を行います。【健康教育課】

② P T Aにおける取組みの支援

●家庭における食育の推進の一環として、P T Aと連携してさまざまな支援及び啓発に努めます。【生涯学習課】

(3) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進

共食とは、家族など複数の人が一緒に食事をすることです。子どもにとって、みんなと囲む食卓は、笑顔が生まれる場であり、食事のマナーを学ぶなど豊かな食経験を広げる場でもあります。料理をみんなで囲み、食事を通じて他者とつながり、コミュニケーションを図ることができる共食を、家庭と地域が連携し、「新たな日常」に対応しながら推進していくことが求められます。

① 食育ボランティアによる共食の推進

●食生活改善推進員が中心となって実施する料理教室では、家族や大切な人たちを思って料理を作る楽しさや、一緒に美味しく食事をする共食の大切さを伝えます。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

② 食育に関する情報の提供

●地域の団体や保護者向けの食育の出前講座の中で、食事の場を共有することによって、食の楽しさを実感するだけでなく、精神面の安心感や食生活の基礎を習得する機会ともなる共食について、多岐にわたる効果を伝えていきます。

【健康づくり課】

③ 少年^{*16}から一般市民が利用する社会教育施設での水産業・農業体験

●日吉自然の家では、地域の畑での収穫体験を実施したり、講師の指導のもと、地域

の水産農産物である茂木の魚、飯香浦の野菜果物を使った食品加工*¹⁷体験を親子で一緒に行い、食への関心を高め、また他家族との交流を深めます。 【生涯学習課】

(4) 在宅時間を活用した食育推進

感染症拡大防止のためのテレワークの推進や外出自粛によって、在宅時間が増え自宅で料理や食事をする回数が増えています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、家族との共食の回数を増やし、栄養バランス、食文化など食に関する意識を高めることが求められます。

① 家族との共食や栄養バランスなど食に関する意識向上

●すべての年代において、「新たな日常」による家庭で過ごす時間の増加が家族との共食や栄養バランスなど食に関する意識の高まりにつながるようインターネット等にて情報発信していきます。 【健康づくり課】

② 「食卓の日」の推進

●食卓の日サービスランチ、食卓の日料理教室の取組みを継続して行うなど、賛同団体と協力しながら推進を行っていきます。 【水産農林政策課】

「食卓の日」にあわせて、地元産の旬の食材を使ったランチメニュー「食卓の日サービスランチ」を提供しています。

～ 市役所食堂



西部ガス長崎ショールームヒナタ長崎と共催した料理教室です。

令和3年6月17日開催のテーマは、「初夏の旬「長崎の魚」を使った中華料理教室」でした。～長崎が漁獲量日本一を誇る、「アジ」と「イサキ」をメインとした4品～



2 学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進 ■食育基本法 第20条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性について～

社会状況の変化に伴い、食生活の変化など子どもたちの食をめぐる状況が変化する中で、学校・幼稚園、認定こども園、保育所等には、栄養バランスのとれた食生活を実践する力を育むため、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割が求められています。「新たな日常」に対応しつつ、「給食の時間」「各教科の時間」「総合的な学習の時間」「農林漁業体験の機会提供」などさまざまな学習や体験活動を通し、食の生産から消費に至るまでの食の循環を知り、自然の恩恵として命をいただくことや、食べ物が食卓に届くまでに関わる全ての人に感謝する気持ちを育むことは重要です。

取り組むべき施策

(1) 食に関する指導の充実

学校における食育は、学校教育活動全体を通して行うため、食に関する指導の全体指導計画を作成し、より一層の充実を図っています。児童・生徒の将来の身体づくりや心の教育、学力向上の視点からも学校における食育は、重要であると考えられ、給食の時間をはじめ、関連教科・特別活動・特別の教科道徳・総合的な学習の時間など、すべての教育活動全体を通じて実践されるようになっていきます。

① 教科に関する取組み

● 家庭科では、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、家庭生活を大切にする心を育てる観点から、食に関する指導を行います。 【学校教育課】

● 体育科では、保健の内容のうち、食育の観点を踏まえつつ健康的な生活習慣が身に付くよう配慮し指導を行います。 【健康教育課】

● 社会科では、長崎市が編さんしている副読本の中で「茂木のびわづくり」（小学校3年生）や「長崎市の農業の現状」（中学校用）を取り上げ、農業生産の大切さや、それに携わる人々の工夫や努力を具体的に理解できるよう指導を行います。

【学校教育課】

② 体験に関する取組み

● 平成28年度から市内全小学校の5年生が「日吉自然の家」で行う宿泊体験学習で

は、農業体験や水産業体験などをプログラムに加え、身近な食育について体験しながら学ぶ機会の充実を図っていきます。【学校教育課】

●学校教育における食育は、今後も一層重要になりますので、学校給食センター見学など体験的な学習の充実と推進を行うとともに、研修会などでの各学校への啓発を通して、食育推進に対する学校関係者の理解がさらに深まるよう努めていきます。【健康教育課】

③ 歯科に関する取組み

●特に学齢期は永久歯が生えそろうことから、食べることや噛むことの大切さについて、子どもたち自身が理解するための教育を行うのに最適な時期であるため、学校歯科医や歯科衛生士など地域の専門職との連携を図り、学校、家庭、関係団体等が互いに協力しながら、口腔機能^{*18}の重要性を啓発する機会を設けるなどの取組みを行います。【健康教育課】

●小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育所等での集団フッ化物洗口^{*19}推進等、口腔の健康を守るための歯科保健活動を行います。【口腔保健支援センター】

(2) 学校給食の充実

学校給食は、学校における食に関する指導の「生きた教材」として、効果的活用が期待されるところです。

●献立内容の充実を図るとともに、栄養教諭^{*20}等を中心に、食物アレルギー等への対応や指導に取り組めます。【健康教育課】

●望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに地産地消を進めていくため、関係団体等と連携し、地域農産物等の活用の推進を行います。【健康教育課】

●学校給食センターを整備し、バラエティに富んだ給食の提供及び食物アレルギー対応の向上に努めます。【健康教育課・学校給食センター整備室】

●米飯給食の提供については、全校で週3回以上実施できるよう推進します。【健康教育課】

●安全・安心でおいしい給食を提供するために、学校給食に携わる職員等に対して

衛生管理、食物アレルギー対応や給食管理についての研修を開催し、意識の高揚に努めます。【健康教育課】

（３）食育を通じた健康状態の改善等の推進

学校においては、学校医、学校歯科医等と連携し保護者の理解と協力を得ながら、相談や指導を行う等、望ましい食習慣の形成に向けた取組みが求められます。

●栄養教諭等は、学級担任、養護教諭等と連携し、学校医、学校歯科医等に助言を求め、やせや肥満、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒等に対しての個別的な栄養相談指導を行うなど、更なる健康教育に取り組みます。【健康教育課】

●家庭との連携を図り、朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、児童生徒の「基本的な生活習慣の形成」に向けた取組みを行います。

【健康教育課・学校教育課】

（４）就学前の子どもに対する食育推進

幼稚園、認定こども園、保育所等では、作物の栽培や収穫したものの簡単な調理を行うなど、体験を通して、食への関心と理解を深めるための指導を行い、各施設の教育方針に応じた食育活動が実践されています。

また、乳幼児期は、味覚や食嗜好の基礎が培われ、その後の食習慣にも影響を与えるため、生活習慣病予防の長期的視点から子どもに対する啓発だけではなく、園だよりなどで家庭に対して食育についての啓発に努めています。

●保育所等においては、国の指針に沿った中で各施設の特性を考慮した柔軟な「食育の計画」を作成し実施します。【幼児課】

●保育所等において、各施設や関係団体等と連携し食育への取組状況の把握に努め、食育に関する情報提供を行うとともに、保護者等への意識啓発を図ります。

【幼児課】

●保育所等の職員を対象に、栄養・食品衛生・離乳食・食物アレルギー等に関する研修会（調理実習を含む）を実施し、安全・安心で地産地消や郷土料理も取り入れた給食の提供を行います。【幼児課】

～「長崎市立大手保育所」の活動紹介～

テーマ 『だしを味わう』

目的 ①だしの素材によって、味や香りの違いを知る
②食材を洗ったり、切ったりして、だしの味を活かしたクッキングを楽しむ

使用した素材 昆布、カツオ、いりこ



3 地域における食生活の改善のための取組みの推進

■食育基本法 第21条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性について～

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、また、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るためには健全な食生活が欠かせず、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められます。

近年、さまざまな家族の状況や生活の多様化により、健全な食生活の実現が困難な立場にある方々があり、そのような方々へ食育の観点からの支援が求められるとともに、地域で行われるさまざまな活動が一層重要となっていきます。

また、近年多発する災害に対する備えの観点から、食料備蓄を推進するなど災害に備えた食育の推進も必要となっています。

取り組むべき施策

(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進

高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・重症化の予防は、重要な課題です。健康無関心層への啓発を含め、適切な栄養・食生活の情報提供など自然に健康になれる食環境づくりが求められます。

●高齢化が急速に進展する中、「健康寿命の延伸」を実現するため、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて健全な食生活を実践できるよう、健康教室や個別の健康相談を通して食育を推進します。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

(2) 歯科口腔保健活動における食育推進

健全な食生活のためには、よく噛んでおいしく食べることが大切であり、口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。

① 歯科口腔保健の観点に立った食育の取組み

●乳幼児から高齢者まで健全な食生活を支えるために、各年代に応じた食べ方や口腔の健康を維持する方法について啓発し、健康づくりを推進します。

【口腔保健支援センター】

元気がいちばんたい！健康長崎市民 21



よく噛んで健康になりましょう！

普段、食事をする時、よく噛んで食べることを意識していますか？よく噛んで食べると、満腹中枢が刺激されて食べすぎを防いだり、虫歯を予防したり、高齢者の認知症を予防したりするなど、多くのメリットがあります。

しかし、人と比べて早食いの人や、一口で食べる量が多い人は、よく噛めていない可能性があります。

「分かっているけど、なかなか噛むことを意識するのは難しいなあ…」と思っているかたのために、今回は調理の段階で「よく噛む」ためにできるポイントをご紹介します。

①食物繊維が多く含まれる野菜類や海藻類、きのこ類などの噛み応えのある食材を取り入れる。

(例:きんぴらごぼう、ひじきの煮物、えのきやしいたけが入った味噌汁など)。

②食材は大きく、厚めに切る。みじん切りや千切りより、大きく厚めに切った方が、噛みごたえがアップします。

③薄味にする。味付けを薄くすることで、食材本来の味を味わおうとしてよく噛むようになります。

健康のため、自分にできることから始めてみましょう！

健康づくり課(☎829-1154)

(3) 栄養バランスに配慮した食育推進

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事、減塩及び野菜摂取量の増加など栄養バランスに配慮した食事の実践が重要です。

① 主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活の実践

●栄養バランスがとれた食事を習慣的にとっていくために、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」について、地域での出前講座、調理実習、健康教室や個別の健康相談を通して推進し、定着を図ります。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】



●「毎日プラス1皿の野菜を増やそう」のもと、不足しがちな野菜料理（副菜）の摂取量増加に向け、地域でのイベントや調理実習等で普及啓発を図ります。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

1日にとりたい野菜の量は350g以上です。350gの野菜がどれくらいかというと…

生の状態では、両手三杯



料理で考えると、5皿
(70g×5皿)=350g



●食塩の摂りすぎは高血圧や心臓病、腎臓病などの生活習慣病を引き起こすリスクを高めるため、減塩の工夫について普及・啓発を行っていきます。 【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

＞広報ながさき 2020.8 月号

—— 元気がいちばんたい! 健康長崎市民21 ——

—— 家族みんなで“塩分”気にしてみませんか ——

食塩のとり過ぎは、高血圧だけでなく、脳卒中や心筋梗塞、腎障害などの原因になります。

日本人の1日の食塩摂取量の目標は成人男性7.5グラム未満、成人女性6.5グラム未満ですが、国の調査(平成30年)によると、実際には平均約10グラム! 薄味に慣れるには子どもの頃からの食習慣が大切です。“子どもと一緒に薄味で”“今よりマイナス2グラム”を目指しませんか? 毎日の食事を「濃くな



いかな?」を意識することから始めましょう。

減塩のポイント ①食塩の多い加工品はほどほどに ②新鮮な材料を使い、素材の味を生かす ③だしをしっかりにとって、旨味で美味しく ④レモンや香辛料を効果的に ⑤食塩を排出する“カリウム”が多い野菜・海藻・キノコ・果物を積極的に ⑥塩・醤油だけでなく砂糖も減らして味のバランスを良く ⑦食べ過ぎない(食塩も体重も増加防止!) ⑧栄養成分表示を活用し、食べ物の食塩量を知ることができるから実践してみてください。

健康づくり課(☎829-1154)

(4) 若い世代に向けた食育推進

若い世代には健康に関心な人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を実践している人の割合が、その他の世代よりも低い傾向にあるため、朝食や栄養バランスに配慮した食事の啓発など健全な食生活を実践しやすい食環境づくりが求められます。

●現在の食生活が将来に及ぼす影響について考えてもらうきっかけづくりとして、若い世代に向けた「健康インフォメーション ～KENKO20～」(食生活を含めた健康づくりに関する情報)を市ホームページ等により情報発信します。 【健康づくり課】

長崎市ホームページ

若い世代の皆さんへ 「健康インフォメーション」
をお届けします！

KENKO20



1 栄養・食生活 (健康的な食生活を定着させよう)

毎日、きちんと朝食をとっていますか？

生活が不規則になりがちな若い世代では、朝食を食べない人が多い傾向があります。また、他に女性には、やせ志向が多く、野菜の摂取量が少ない現状があります。若いうちから、朝食からスタートする規則正しい生活リズムで、適正な生活習慣を身につけることが、将来の健康につながる大切なことです。

●妊婦や子育て期の保護者に対して、自らの生活習慣病予防のために、適正体重や減塩及び主食・主菜・副菜を組み合わせた食事について、健康診査等の場を活用して普及啓発を行います。 【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

(5) 高齢者に関わる食育推進

高齢期は加齢に伴う身体的変化により、食事の摂取量が少なくなり低栄養を引き起こしやすい時期です。低栄養状態に陥ると、免疫力が低下して病気にかかりやすくなり、要介護状態に陥る危険性が高まります。低栄養は、自分で気づかないうちに進行している場合があります。特に、「半年間で2～3kg以上の体重減少がある」、「やせを

指摘されている」、「半年前に比べて固いものが食べにくくなっている」、「お茶や汁物でむせることがある」、「口の渇きが気になる」等といったことに該当する場合は、おいしく食べて、自分らしい生活を維持するために、栄養やお口の健康の改善に努めることが求められます。

●生活習慣病予防や、フレイル・介護予防や改善のために、適正体重の維持、減塩や主食・主菜・副菜を組み合わせた食事等について、ホームページ、広報誌による周知や健康教室、高齢者ふれあいサロン^{*21}への出前講座・イベントなどにおいて普及啓発を行います。

【高齢者すこやか支援課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

厚生労働省ホームページ

フレイルをご存知ですか？

年をとって体や心のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指します。

そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。大事なことは、早めに気づいて、適切な取り組みを行うこと。

そうすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。



食べて元気にフレイル予防



＞広報ながさき 2019.10 月号

元気がいちばんたい！健康長崎市民 21

高齢期の「低栄養」に気をつけましょう

年齢を重ねると消化吸収する力が落ち、食が細くなったり、あっさりしたものを好んだりして、気づかないうちに体に必要な栄養量が不足することがあります。これを「低栄養」といいます。低栄養になると、体重減少、元気がでない、風邪にかかりやすくなるなどの変化が起こります。

若いころは、生活習慣病を予防するため、「食量や肉、卵などを控えめにする」ことを心掛けてきたかたも、高齢期の食生活は低栄養を予防することで、「老化」の予防にもつながります。

そのためには、菓子パンや麺類など単品にせず、肉や魚、卵、大豆製品などのおかずを毎食1皿、取り入れましょう。特に肉や魚、卵、牛乳などの動物性食品は低栄養

予防に効果的と言われています。また、欠食をすると必要な栄養量を取ることが難しくなるので、1日3食食べ、食欲がない時は、おかずを優先し、おやつにたんぱく質を多く含むヨーグルトやプリンなど食べやすいものを口にしましょう。

私たちの体は、食べたもので作られます。日々の食事を大切に、老化を遅らせ、元気にシニアライフを楽しみましょう。



健康づくり課 (☎829-1154)

(6) 地域における共食の推進

3世代世帯の減少や単身世帯（高齢者の単身世帯含む）の増加、共働き世帯、ひとり親世帯など世帯構造や家庭環境、生活の多様化等により、家族との共食が難しい現状があります。このような中、地域において、さまざまな世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食に関する基礎を伝え習得する観点からも重要です。

●単身世帯に向けた共食に関する情報発信、普及啓発を行います。 【健康づくり課】

●地域の身近な場所で開催する高齢者ふれあいサロン等において、お茶会や食事会といった交流の機会を提供します。 【高齢者すこやか支援課】

●地域における共食の場の1つである子ども食堂^{*22}を市ホームページにおいて紹介したり、開設を検討している方に子ども食堂開設応援アドバイザーを派遣し、子ども食堂に対する側面的支援を行います。 【子育て支援課】



共食をするとこんないいこと



- 共食をすることは、自分が健康だと感じていることと関係しています
- 共食をすることは、健康な食生活と関係しています
- 共食をすることは、規則正しい食生活と関係しています
- 共食をすることは、生活リズムと関係しています



「食育」ってどんないいことがあるの？



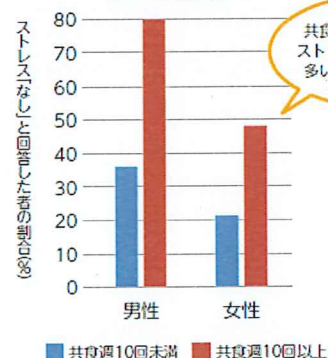
研究ノート

～共食をする回数が多い人はストレスがない人が多い!?～

誰を調べたの？	大阪府5市に在住する20歳以上の市民935人を対象としました。
何を調べたの？	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食頻度(回数)とストレスの有無との関連を検討しました。
何が分かったの？	朝食と夕食の共食回数の合計が週10回以上の20・30歳代女性は、週10回未満の者に比べて、ストレス「なし」の者が多い結果でした。

赤利 吉弘ら、成人における年代別・性別の共食頻度と生活習慣、社会参加および精神的健康状態との関連、栄養学雑誌、2015、73(6)、p.243-252[論文番号50](表3よりグラフを作成)

家族との共食回数とストレスの関連
(20・30歳代)



共食回数が多い人は、ストレス「なし」の人が多いことが分かります



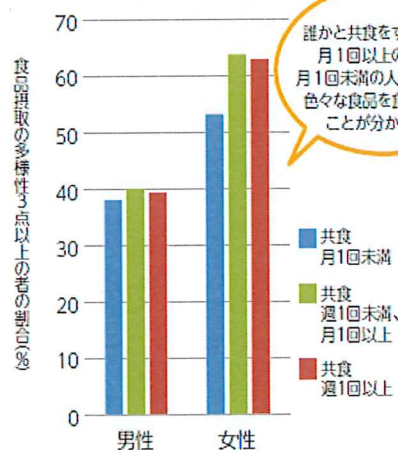
研究ノート

～一人暮らしでも誰かと共食をする頻度が高い高齢者ほど色々な食品を食べている!?～

誰を調べたの？	全国7市町に在住する65-90歳の独居高齢者2,196人(男性752人、女性1,444人)を対象としました。
何を調べたの？	友人や親戚など、誰かと一緒に食事をする共食の頻度と食品摂取の多様性得点の関連を調べました。食品摂取の多様性得点は、10種類の食品のうち「毎日」食べると回答した食品の数としました。
何が分かったの？	共食頻度が高い(月1回以上)者は、月1回未満の者に比べて、男性では、肉、緑黄色野菜、いも、果物、油脂類の摂取頻度が高く、女性では食品摂取の多様性得点が高い者が多いという結果でした。

Midori Ishikawa et al, Eating Together* Is Associated with Food Behaviors and Demographic Factors of Older Japanese People Who Live Alone., Journal of Nutrition, Health and Aging, 2017, 21(6), p.662-672[論文番号61](Table2-1, 2-2よりグラフを作成)

誰かとの共食頻度と食品摂取の多様性の関連



誰かと共食をする頻度が月1回以上の方は、月1回未満の方と比べて、色々な食品を食べていることが分かります

(7) 災害時に備えた食育推進

近年、頻度を増す災害等に備え、防災知識の普及は重要であり、災害発生直後は、行政からの物資支援による「公助」の体制が整うまで、一人ひとりが自分の命は自分で守る「自助」の意識が重要になります。

●食料の備蓄に関しては、日頃から家庭で取り組んでいただくため、食料品備蓄について、主食、主菜、副菜となる食品を組み合わせるよう防災講話や地域での訓練等で普及啓発を推進します。 【防災危機管理室】【健康づくり課】

●給食施設の巡回指導において、災害時における食事供給体制の整備や、それぞれの施設の対象者に合わせ、栄養バランスに配慮した備蓄食品の整備について助言を行います。 【健康づくり課】

4 食育推進運動の展開 ■食育基本法 第22条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性について～

食育については、これまで各地でさまざまな関係者がそれぞれの立場から取り組み、広がりをもつ運動として推進されてきました。また、食生活改善推進員等の食育ボランティアは、今後も地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されます。

食育の推進は、ホームページやSNS等デジタル化への対応により、積極的に行い、関係団体、事業者、地域等への周知徹底を図り、「新しい日常」に対応した形で推進する必要があります。

取り組むべき施策

(1) 食育に関する市民の理解の増進

食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く市民の理解を深め、実践していくためには、子ども、青壮年期、高齢者などあらゆる世代や、さまざまな立場の市民が、その置かれた健康状態等によって必要な情報が異なる場合があり、きめ細かな周知活動が必要とされています。

また、有機栽培^{*23}や無農薬・減農薬栽培の野菜を使用したり、さまざまな理由により菜食主義^{*24}を実践するなど、食への意識が多様化しており、そのような現状を踏まえた食育を推進していく必要があります。

① 市民の理解増進への取組み

●乳幼児期、学童期・思春期、青壮年期^{*25}及び高齢期それぞれの年代に応じた周知活動を行い、より身近に食育について理解していただける取組みを行います。

【健康づくり課】

●本市が取り組む食育関連事業に市民が参加しやすい環境をつくるため、関連情報をとりまとめて提供できるような体制を整えます。

【健康づくり課】

●乳幼児の食について、市の子育て応援情報サイト「イーカオ」に掲載します。

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】



●消費者に「食」が届くまでに携わる生産、加工、製造、運送、配送及び販売業者等によって、「食」が支えられていることに対する感謝と理解を深めるよう普及啓発します。

【健康づくり課】

② 公民館等における食知識の普及啓発

●最も身近な学習施設として、地域の公民館等で食生活改善のための正しい理解と知識の習得を図る講座や研修会、調理実習室を活用した料理教室などを開催し、健全な食生活の普及・啓発に取り組みます。

【生涯学習課】

(2) ボランティア活動等への支援

食育を市民に浸透させていくために、地域に密着しボランティア活動を行っている団体の活性化や活動が円滑に進むような支援体制、そしてその成果の向上に向けた環境の整備を図ることは大切です。

●食生活改善推進員について、地域に向けて周知を行い、地域の中で活動が広がり、展開していくように支援を行います。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●食生活改善推進員をはじめとする健康づくりのボランティア団体である長崎市健康づくり推進員が、地域で行う市民を対象とした食に関する講習会やイベント等において、活動が円滑に進むような支援を行います。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●食生活改善推進員が「親子料理教室」「郷土料理教室」等において、地域の郷土料理等の食文化の普及と継承を図っていくように活動の支援を行います。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●「育児学級」や「お遊び教室」において、食生活改善推進員と連携して、若い世代に食文化を伝えていきます。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●食生活改善推進員の学習会や食生活改善推進員養成講座を開催します。

【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

～食生活改善推進員の教室紹介～

親子料理教室

夏休みを利用して親子を対象とした料理教室を開催。こどもの食への関心を高めるため、紙芝居を使って野菜や砂糖の講話も実施。

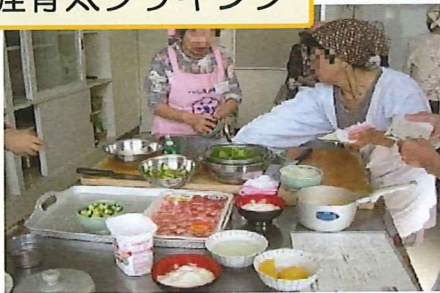


★この日のメニュー★

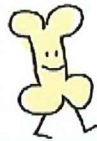
魚介のトマトクリーム
パスタ
夏野菜のマヨサラダ
フルーツ寒天



生涯骨太クッキング



チーズやヨーグルトなどの乳製品を料理に使って、カルシウムの摂取量を高め、生活習慣病予防を目指すための講習会。



★この日のメニュー★

ごはん
肉団子のクリーム煮
さけるチーズとポテトのサラダ
米粉のフランクフルト



長崎市食生活推進員 あなたのそばのボランティア！

(3) 食育月間・食育の日の実施と継続的な食育推進運動

国の食育推進計画においては、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、食育に関する各種啓発事業が重点的に行われます。また、感染症拡大やデジタル化が一層進展する中で、SNS活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開など「新たな日常」に対応した食育推進が求められます。

●食育を市民運動として推進していくためには、より多くの市民に食育に関心を持ってもらうことが肝要なことから、これらの食育月間などが食育実践の契機になるよう家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、職場等への呼びかけを行うとともに、広報紙やホームページなどを通じて周知を図ります。【全所管課】

5 消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 ■食育基本法 第23条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性について～

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、「食」を生み出す場としての農林漁業に対する理解を深めることが大切です。農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、人々のふれあいや地域の活性化を図るためにも、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生が必要です。

さらに、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められます。そのため、消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう取組みを行う必要があります。

農林漁業に関する体験活動は、生産の場への関心や理解を深めるとともに、食に関わる人々のさまざまな活動に支えられていることを知る貴重な機会となりますので、「新たな日常」に対応しながら活動していくことが必要です。

取り組むべき施策

(1) 農林漁業者等との連携による食育推進

農林漁業者等との連携による栽培から収穫、食べることで一貫した食育体験活動を通して食の大切さを伝えることが求められます。

① 農作業体験学習等の実施

- 保育園や幼稚園及び市民の方に、野菜の植付から収穫までの一連の作業を体験する農作業体験学習等を実施することにより、農業への関心を高めます。

【農林振興課】

農作業体験学習の実施

サツマイモや長崎伝統野菜の、植付から収穫までの一連の農作業を体験してもらうことで、次代を担う子どもたちの「地産地消」に対する理解を深めるとともに、「農業」と「食」に対する関心を深めることを目的に、農作業体験学習を実施しています。



●長崎市の食文化及び長崎市産農水産物への関心及び理解を深め、地産地消の定着及び普及を図るため、市民団体等に地産地消アドバイザーを派遣します。

【水産農林政策課】

●日吉自然の家では、地域の畑での収穫体験を実施したり、地域の水産農産物である茂木の魚、飯香浦の野菜果物を使った食品加工体験を行います。 【生涯学習課】

② 農産物の流通についての理解促進

●青果物の流通の拠点である卸売市場の役割・機能の理解を深めるとともに、青果物に対する興味と正しい知識を持ってもらうため、市場施設見学の受け入れを積極的に行います。 【中央卸売市場】

●野菜や果物についての説明や料理方法などを紹介し、青果物に関する正しい知識を深めてもらうため、市場関係者による出前講座を行います。 【中央卸売市場】

(2) 農林漁業体験活動の促進

農林水産物の生産におけるさまざまな体験の機会を促進し、食に対する関心と理解を深めることが求められます。

① 市民農園の充実

●遊休農地等を活用し、市民への食材生産・健康増進の場の提供、地域住民との交流及び農業集落の活性化等を目的とした市民農園の充実を図ります。入園者は、貸し出された区画で年間を通じ、自ら野菜等を栽培することができます。

また年に数回、市民農園連絡協議会^{*26}において栽培研修会などを開催し、入園者の栽培のお手伝いを行います。 【農林振興課】

② ファミリー農園^{*27}事業の実施

●遊休農地の解消やレクリエーションの場の提供、農作業を通じて農業への理解を深めてもらうことを目的として、農家が開設する農園を市民にあっせんする「ファミリー農園」事業を継続して行います。 【農業委員会事務局】

(3) 都市と農山漁村の共生・交流の促進

訪れた人々が農山漁村地域との交流を通じて、その土地ならではの食に関連する体験を行い、都市と農山漁村との交流が促進されることが求められます。

① グリーンツーリズムの推進

●農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムを推進し、都市と農村の交流を促進します。 【農林振興課】

●外海、琴海、野母崎、高島、伊王島、茂木、東長崎地区において、9つのツーリズム団体が組織され、田植えや田舎料理づくり、また、磯遊びやお魚さばきなど各種体験の受け入れを行っております。「子ども農山漁村交流体験事業」を継続して行い、市内の小中学校が教育活動の一貫として行う体験学習を支援します。 【農林振興課】

Green Tourism NAGASAKI

長崎市グリーンツーリズム体験プログラム Vol.10 より一部紹介します！

▶伊王島エリア



誰でもできる魚の
三枚おろし体験



すり身揚げ作り体験



魚ざよ！
びっくり開き体験

▶琴海エリア ～そば打ち体験～



▶外海エリア ～うどん打ち体験～



▶茂木エリア

農業体験

季節で変わる野菜や
果実の種まきから収
穫などを体験します。



▶野母崎エリア ～ひもの造り体験～



(4) 地産地消の推進

地域の農林水産物の利用促進を図るため、直売所や学校給食における利用拡大を図ります。

① 学校給食における地産地消

●学校給食で使用する食材について、学校給食センターの全市的な整備も見据えて、関係団体と連携を図りながら、学校給食の材料として地元産の農水産物について導入拡大に努めます。
【水産農林政策課】【健康教育課】

●学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することとは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めます。さらに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育むうえで重要であるため、学校給食では積極的に地産地消の推進を図ります。
【健康教育課】

② 直売イベントの開催と支援による地産地消

●事前周知を強化するとともに、イベント内容の充実を図り、来場者数の増加、農水産物の消費拡大につなげます。
【水産農林政策課】

(5) 食品ロス削減と食品リサイクルの推進

我が国においては、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、年間 570 万トン（令和元年度推計）の食品ロスが発生しています。このような現状を踏まえ、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行され、食品ロスの削減を推進していくこととされました。食品ロスの約半分は家庭からの排出であることを踏まえ、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいく必要があります。

① 食品ロス削減のための啓発

●ひとり一人が食品ロスの現状について考え、食品ロス削減にむけて意識や行動を変えるために様々な情報発信による啓発やフードドライブ^{*28}活動を推進します。

【廃棄物対策課】

食品ロス削減の取組み“フードドライブ活動”



長崎市では、食品ロス削減への取組みとして、フードドライブを実施しています。

「フードドライブ」とは、ご家庭に賞味期限内で保管されたままの食品を集めて、フードバンク活動団体を通じ、子ども食堂や福祉施設等、食品を必要としている方々に提供する活動のことです。また、寄贈された食品を安全に正しく届けられる仕組みが銀行のようであることからフードバンク(食物銀行)とよばれています。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が令和元年10月1日に施行されたことから、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となりました。

日本では、年間640万トン、一人一日あたりおよそ茶碗一杯分の食品ロスが発生しています。

この日、市役所で行ったフードドライブでは、64.9kgの食品が集まり、フードバンク団体に引き渡されました。

「もったいない食品」を「ありがとう」や「笑顔」に変えるため、みんなで小さなところから支援につなげましょう！

～集まった品々です～

ランタナ通信

●「エコ」(「調理実習を通して食材を無駄にしない」、「省エネな料理法を工夫する」など)をテーマとしたこども消費者教室を実施します。【消費者センター】

② 食品廃棄物の再資源化のための啓発

●家庭から出る生ごみの削減及び生ごみを資源として活かす方法を伝え、ごみ減量とリサイクル推進について市民の意識啓発を図ることを目的として、生ごみ堆肥化の方法やぼかし作りについての指導を行う生ごみ堆肥化体験会を開催し、生ごみ堆肥化の啓発を行います。【廃棄物対策課】

6 食文化の継承のための活動への支援等 ■食育基本法 第24条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性～

単身世帯の増加、ライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。このような社会構造の変化に伴い、食の多様化が進む中で、地域の食文化はもとより、日本の食文化の継承のための活動を推進することが必要です。

取り組むべき施策

(1) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入

伝統的な食文化について、早い段階から興味関心を持って学ぶことができるよう、学校給食での郷土料理等の積極的な導入が求められます。

●鯨をはじめとした地域の伝統的な食材を生かした料理や、郷土料理などを学校給食に取り入れ、郷土料理の歴史やゆかりを学び、地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承を行います。【健康教育課】

●学校給食では、日本各地の郷土料理や、外国の姉妹都市の料理等を取り入れ、学校給食を通じて、様々な食文化があることを伝えます。【健康教育課】

学校給食において、郷土料理を取り入れています。



ちゃんぽん



浦上そば



豚の角煮

ヒカド



長崎てんぷら

(2) 伝統的な食材や食文化に関する情報の発信

長崎のみならず伝統的な食材や食文化、そして地域の郷土料理等の普及や継承を図る取組みが求められます。

●食育に関する出前講座、インターネット等で情報発信を行い、日本の伝統的な食材や食文化、地域の郷土料理等の普及を図ります。【健康づくり課】

●食生活改善推進員が「親子料理教室」「郷土料理教室」等において、地域の郷土料理や伝統料理等食文化の普及と継承を図っていくように活動の支援を行います。(再掲)【健康づくり課】

【中央・東・南・北総合事務所地域福祉課】

●多様化していく食生活の中で、“ふるさとの食”づくりを推進するために、これまで培われてきた知恵や技能を保存し、伝承するとともに、長崎ならではの食文化を市民に発信し、地域農水産物の生産拡大及び地域の活性化を図ります。

【水産農林政策課】

農林水産省ホームページ

うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～

農林水産省では、第4次食育推進基本計画（令和3年3月食育推進会議決定）を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を次世代に継承していくため、様々な活動を行っています。

その活動の一環として、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の特徴である、全国各地で受け継がれてきた地域固有の多様な食文化を地域ぐるみで次世代に継承していくことを目的に、令和元年に「うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～」を開設しました。

うちの郷土料理

うちの郷土料理
次世代に伝えたい大切な味

TOP ABOUT SEARCH/MENU AREA/STORIES



7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供 ■食育基本法 第25条関連

～食をめぐる現状と今後の方向性～

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら「食」を選択していくことが必要です。インターネット等の普及により、食に関する情報があふれ信頼できる情報を見極めることが難しい状況もあり、最新の科学的知見にもとづく客観的な情報の提供が不可欠です。その情報の提供にあたっては、その内容を理解し、自立的に食生活の実践につなげられるよう配慮が必要となります。

また、食品等事業者に対しての衛生管理の強化や新たな食品の表示について、法の整備が進み、さらなる食品の安全性の確保のための適切な取り組みが重要となっており、健全な食生活を実践していくために必要な情報の発信が必要です。

取り組むべき施策

(1) 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供

食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう情報を提供することが求められます。

① 市民健康意識調査や国民健康・栄養調査

●食育や健康についての市民の関心度や取り組み状況等を把握し、課題の整理や事業の評価等に必要な基礎資料を整備するため、市民健康意識調査を行います。

【健康づくり課】

●市民の栄養状況、健康状態、健康づくりに対する意識等の実態を把握し、市民の食生活改善、疾病予防及び健康づくり対策の推進に必要な基礎資料を整備するため、国からの委託を受け、国民健康・栄養調査を行います。

【健康づくり課】

② 食に関する正しい知識の普及啓発

●ホームページやイベント等を通じて、適切な栄養についての知識の普及に努めます。また、食品の栄養表示の更なる活用を推進していきます。

【健康づくり課】

栄養成分表示を活用してバランスの よい食事を心がけましょう！

令和2年4月1日から一般加工食品の
「栄養成分表示」が義務化されました。

栄養成分表示 1食(10g)当たり

熱量	〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g

A子とB子のメニューを比べてみると……



●エネルギー	: 648kcal
●たんぱく質	: 25.0g
●脂質	: 16.4g
●炭水化物	: 96.1g
糖質	: 92.0g
食物繊維	: 4.1g
●食塩相当量	: 3.5g

●エネルギー	: 545kcal
●たんぱく質	: 16.1g
●脂質	: 9.9g
●炭水化物	: 92.7g
糖質	: 90.8g
食物繊維	: 1.9g
●食塩相当量	: 2.1g

注目！

《1日当たり・1食当たりの目安(20代女性)^{*1}》

栄養素等	1日当たりの目安	1食当たりの目安 ^{*2}
エネルギー	2,000kcal	650kcal
たんぱく質	65~100g	20~35g
脂質	45~65g	15~20g
炭水化物	250~330g	80~110g
食物繊維	18g以上	6g以上
食塩相当量	6.5g未満	2.0g未満
カルシウム	650mg	220mg

エネルギーだけでなく
たんぱく質や食物繊維
も少ない!!

^{*1} 1 身体活動レベルが「あつち」の場合のおおよその量。たんぱく質、脂質、炭水化物は目安が範囲で示されていますので、
3つの栄養素のバランスを考慮して組み合わせましょう。 ^{*2} 1食分を1/3にした場合の値。

- 管理栄養士が個別に相談を受けたり、自治会・自主学习グループ等の研修会に向き、食生活講座（出前講座）を行います。【健康づくり課】

③ 業者に対する食品表示に関する相談

- 食品関連事業者に対し、栄養成分表示やアレルギー、消費期限等に関する相談、助言、指導を行います。【健康づくり課】【生活衛生課】

（２）リスクコミュニケーション^{*29}の充実

食品の安全性についてリスクコミュニケーションを積極的に実施し、知識の普及啓発及び理解の増進に努める必要があります。

① 市民への啓発活動

- 食中毒予防等について正しい衛生知識を普及するため、要望のある地域へ講師を派遣します。また、毎年８月に実施される食品衛生月間^{*30}において、食の安全・安心についてのさまざまな疑問、質問にお答えする懇談会を、手洗いの啓発と併せて行います。【生活衛生課】

② 消費者の自立支援

- 関係省庁や食品業界団体などの他機関から提供される「食」に関する資料の掲示・設置を行います。【消費者センター】

（３）食品の安全性の確保

健全な食生活を実践するために食品の安全性は不可欠です。食品の安全性が確保されるよう取り組むことが求められます。

① 食品営業施設の監視・指導

- 市内の食品営業施設を巡回し、改正された食品衛生法で義務付けられた「HACCP^{*31}に沿った衛生管理」の実施状況について、監視・指導を行います。【生活衛生課】

- 「食」の安全性に関する相談や苦情を受け、その原因調査や営業者に対する改善指導を行います。【生活衛生課】

② 食品等の検査

- 市内で製造・販売されている食品が不衛生でないか、食品添加物が適正に使用さ

れているか等の検査を行います。

【生活衛生課】

●魚介類については、水銀やP C B *³²等の有害物質による汚染がないか、農産物については、残留農薬が基準値を超えていないか等を検査します。 【生活衛生課】

③ 手洗い励行に関する周知啓発

●特に細心の注意が求められる大量に調理を行う食品関連事業者や施設等の調理員を中心に、現場で調理器具や調理者の手指の清浄度検査を行い、正しい手洗い方法について指導します。またこれに併せて、衛生管理に関する記録の確認と指導を行います。 【生活衛生課】

長崎市ホームページ

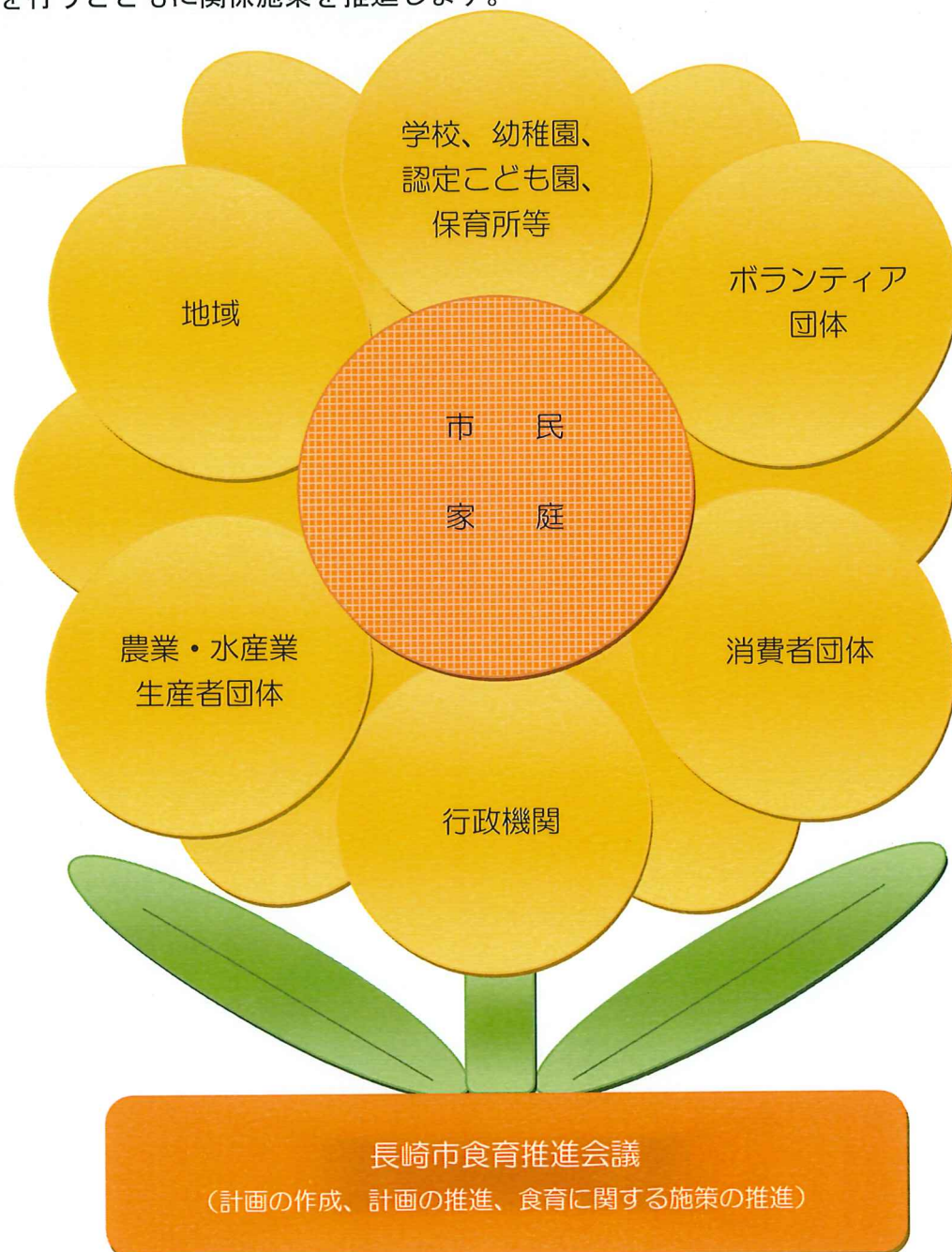


第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

食育基本法第33条第1項の規定に基づき、長崎市食育推進会議条例で設置された「長崎市食育推進会議」において、長崎市の食育推進計画を作成し、計画の実施を推進します。当該会議では、食育に関する重要事項についての審議、食育に関する施策の実施を推進します。

また、市の関係課、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所等、地域、生産者団体、消費者団体、ボランティア団体等と連携、協働を図りながら食育推進の環境づくりを行うとともに関係施策を推進します。



2 庁内推進体制

食育推進に関する施策は、広範多岐にわたっています。本計画を着実に推進していくために、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価、再調整など継続的な取り組みを行います。

また、必要に応じ、食育庁内課長会議を開催し、事業の調整や計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

3 実効性の確保

本計画は国の食育推進基本計画に掲げられた数値目標を基本としつつ、本市の実情に合わせた食育の推進に実効性を持たせるための目標を設定しています。

また、この計画は本市各課でそれぞれ個別計画として策定された事業内容と整合性を図った形で策定していることから、数値目標もそれらの計画と共有している項目があります。

このため、それぞれ個別計画の進捗状況の把握や市民の意見の聴取などを行いながら総合的な成果を把握し、進行管理に反映させていきます。

4 事業の実施及び目標の達成

本計画に掲載する事業については、計画期間中において実施に努めるもののほか、事業自体の検討や実施方法の検討を行うものなども盛り込んでいます。

事業の計画的な推進にあたっては、本市の財政状況等も踏まえながら、市民ニーズの変化や事業の費用対効果などを考慮して優先順位を見極め、効率的・効果的に事業を推進していきます。

5 住民・関係団体等との協働体制

食育推進の取り組みは、市民・関係団体等の参画と実践が必要です。

本計画を策定した「長崎市食育推進会議」には、関係団体及び市民代表など、さまざまな立場の委員が参画しています。このことから、当会議へ計画の進捗状況を報告し、施策・事業の評価、円滑な実施に向けての提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体等との協働により推進します。

6 計画の公表・進行管理

家庭、学校、地域、事業所などで市民等の主体的・積極的な取り組みを推進するため、広報紙やホームページへの掲載などにより本計画の周知に努めます。また、本計画の

推進状況を定期的に公表します。

7 調査研究

市民ニーズ、社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため、先進事例の研究など必要に応じて調査研究に取り組んでいきます。

資料 1 用語の解説

最初の掲載 ページ	* 番号	食 育 用 語	食 育 用 語 の 解 説
1	* 1	長崎市民健康意識調査	市民の健康に関する関心度や取組み方など現状と課題を把握するために、健康づくり課が毎年実施している調査。対象者は、20歳から84歳までの3,500人を年齢別（5歳きざみ）、男女別に層化無作為抽出。調査内容は、健康、食事、運動、こころ、たばこ、歯及び検診等。
1	* 2	共食	家族や友人、地域の人たちなど複数の人と食事を一緒にすること。共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることで、心身の成長や将来の健康に良い影響を及ぼすことが期待できるもの。
2	* 3	食生活改善推進員	市が開催する教育事業の養成講座を修了し、地域における食育推進の担い手として、健全な食生活の実践、地産地消、食文化の継承など幅広い視点から健康づくりを進めるボランティア。
6	* 4	フレイル	身体や認知の機能が低下し、要介護の一手手前にある虚弱な状態をいう。
6	* 5	健康寿命	日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）
6	* 6	中食	惣菜店やコンビニエンスストア・スーパーなどでお弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリーなどを利用して、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事のこと。
8	* 7	孤食	食事を一人で食べること。単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親世帯の増加により、誰かと一緒に食事を共にする機会が得られなかったり、少なかったりすることで、食事を通じたコミュニケーションや豊かな食体験が期待しにくい状況がみられる。
9	* 8	食育推進施策（農林水産省）	食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされている報告書
10	* 9	食品ロス	まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。
10	* 10	SDGs（持続可能な開発目標）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27（2015）年9月25日に国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
13	* 11	食卓の日	食卓を囲んだ家族コミュニケーションの場の創出と地産地消の推進を図るため、国の食育基本計画に定められた「食育の日」である毎月19日を長崎市において「食卓の日」と定めたもの。
18	* 12	市民農園	農作物の栽培を通じて農業への理解を深めるとともに、遊休農地の有効利用に併せて、自然と緑と人とのふれあいの場として市が開設した農園。

最初の掲載 ページ	* 番号	食 育 用 語	食 育 用 語 の 解 説
18	* 13	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
30	* 14	ふれあいセンター	市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯を高めることを目的として長崎市が設置し、各地域の方々に構成する運営委員会に運営を委託。
31	* 15	子育て支援センター	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者に対する交流・相談・情報提供の場。
34	* 16	少年	少女を含む小学校就学から満18歳に達するまでの者。
35	* 17	(日吉自然の家における) 食品加工	一般的に各家庭にある道具を使い、できるだけ素材のおいしさを生かして加工すること。
37	* 18	口腔機能	口腔がもつ「食べる」「話す」「呼吸する」等機能の総称。
37	* 19	フッ化物洗口	「一定濃度のフッ化ナトリウム溶液(5～10ml)を用いた30秒～1分間のブクブクうがいにより行うむし歯予防方法。
37	* 20	栄養教諭	食に関する指導及び学校給食の管理を職務としており、学校における食育推進の中核的な役割を担う者として、平成17年度から施行された制度に基づく教育職員。
44	* 21	高齢者ふれあいサロン	地域の身近な場所で高齢者が気軽に集い、軽い体操やものづくり等、住民同士の交流や親睦、ふれあい等を通して、心身の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり、地域づくりを目的に開設している。週1回以上、1回2時間程度とし、企画・運営には高齢者ふれあいサロンサポーター養成講座の修了者が関わる。
45	* 22	子ども食堂	子どもが一人でも安心して来られる場所で、無料または安価で食事を提供する取組み。善意で提供された食材や寄付、ボランティアなどの協力により運営されており、地域の子どもたちの交流や食育などの場にもなっている。
48	* 23	有機栽培	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。
48	* 24	菜食主義	肉類等の摂取を控え、野菜中心の食生活を送ること。
48	* 25	青壮年期	人の一生における青年期と壮年期の段階。 (当該計画においては、概ね青年期19～39歳、壮年期40～64歳)

最初の掲載 ページ	* 番号	食 育 用 語	食 育 用 語 の 解 説
53	* 26	市民農園連絡協議会	長崎市が設置している平山・三重市民農園及び琴海赤水ふれあい農園の円滑な運営に資するため情報交換等を行う組織。
53	* 27	ファミリー農園	遊休農地の解消と、市民にレクリエーションの場を提供し、農作業を通じて農業への理解を深めてもらうことを目的とした農家が開園する農園。
55	* 28	フードドライブ	家庭で賞味期限は切れていないが、忘れられて保管されたままになっている「もったいない食品」や「余っている食品」を学校、地域、職場などが窓口となって回収し、それらをまとめてフードバンク団体に提供する活動
61	* 29	リスクコミュニケーション	食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を相互に交換すること。意見交換会などのほか、ホームページを通じた情報発信など一方的なものも広い意味で含まれる。
61	* 30	食品衛生月間	健康で安心できる食生活の確保のため、消費者及び食品事業者に対し、食品衛生思想の普及・啓発や食品の安全性に関する情報提供、リスクコミュニケーションの推進を全国的に強化すると定められた期間（毎年8月）。
61	* 31	H A C C P	Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重大な）Control（管理）Point（点）の頭文字をとって HACCP（ハサップ）と呼ぶ国際的な食品衛生管理の手法です。原材料の入荷から、製造、出荷までのいくつかの工程をチェックする事により衛生管理を行います。
62	* 32	P C B	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。 脂溶性の化学物質で慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすもの。

資料2 長崎市食育推進計画策定組織

1 長崎市食育推進会議委員

条例上の区分	団 体 名	氏 名	備 考
条例第3条第2項第1号 学識経験のある者	長崎県立大学	植村 百江	副会長
	長崎大学教育学部	及川 大地	会 長
条例第3条第2項第2号 医療・保健関係団体を代表する者	一般社団法人長崎市医師会	真崎 宏則	
	一般社団法人長崎市歯科医師会	山口 香奈美	
	公益社団法人長崎県栄養士会長崎支部	古賀 克彦	
	長崎市食品衛生協会	大城 末雄	
条例第3条第2項第3号 農業関係団体を代表する者	長崎西彼農業協同組合	松浦 慎吾	
	長崎市認定農業者連絡協議会	村田 美津枝	
条例第3条第2項第4号 水産業関係団体を代表する者	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	岡部 聖二	
	長崎県漁業協同組合連合会	松浦 洋一郎	
条例第3条第2項第5号 子ども・青少年育成関係団体を代表する者	一般社団法人長崎市保育会	高實 絢子	
	長崎市PTA連合会	梅元 建治	
条例第3条第2項第6号 教育関係団体を代表する者	長崎市私立幼稚園協会	川内 美智代	
	長崎県学校栄養士会	濱口 ひろみ	
条例第3条第2項第7号 消費者関係団体を代表する者	長崎県生活協同組合連合会	井手 こずえ	
条例第3条第2項第8号 市民活動団体を代表する者	長崎市食生活改善推進協議会	三田村 静子	
	魚のまち長崎応援女子会	河村 規子	
条例第3条第2項第9号 市民	公募	町田 恵一	

委嘱期間 令和3年8月20日～令和5年8月19日

2 長崎市庁内課長会議構成員

所 属 名		構 成 員	備 考
防災危機管理室		室 長	
市民生活部	消費者センター	所 長	
福祉部	高齢者すこやか支援課	課 長	
市民健康部	健康づくり課 (口腔保健支援センター)	課 長 (歯科医師)	庶 務
	生活衛生課	課 長	
こども部	子育て支援課	課 長	
	こども健康課	課 長	
	幼児課	課 長	
環境部	廃棄物対策課	課 長	
商工部	中央卸売市場	次 長	
水産農林部	水産農林政策課	課 長	
	農林振興課	課 長	
中央総合事務所	地域福祉課	課 長	
東総合事務所	地域福祉課	課 長	
南総合事務所	地域福祉課	課 長	
北総合事務所	地域福祉課	課 長	
教育委員会	生涯学習課	課 長	
	学校教育課	課 長	
	健康教育課	課 長	
農業委員会	事務局	事 務 長	

資料3 第4次長崎市食育推進計画の策定経過

■平成19年3月 「長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成19年度～平成23年度)

■平成24年3月 「第2次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成24年度～平成28年度)

■平成29年3月 「第3次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：平成29年度～令和2年度(令和3年度へ変更))
*令和2年6月 新型コロナウイルス感染拡大等により計画期間1年延長

◆令和3年7月26日 第1回長崎市食育推進会議

◇令和3年9月 改定方針決定

◆令和3年11月11日 第2回長崎市食育推進会議

◇令和4年1月11日～2月9日 パブリック・コメント実施

◆令和4年2月16日 第3回長崎市食育推進会議

◇令和4年3月31日 第4次長崎市食育推進計画策定

■令和4年3月 「第4次長崎市食育推進計画」の策定
(計画期間：令和4年度～令和8年度)

資料4 長崎市食育推進会議条例

平成18年9月27日

条例第30号

改正 平成29年3月23日条例第13号

改正 令和元年9月27日条例第64号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、長崎市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項について審議し、及び食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係団体を代表する者
- (3) 農業関係団体を代表する者
- (4) 水産業関係団体を代表する者
- (5) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (6) 教育関係団体を代表する者
- (7) 消費者関係団体を代表する者
- (8) 市民活動団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平29条例13・一部改正)

(令元条例30・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相

当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平29条例13・一部改正)

(令元条例30・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民健康部において処理する。

(平29条例13・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(平29条例13・旧第8条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成29年3月23日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 64 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けるこ

とによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4次長崎市食育推進計画

令和4年（2022年）3月

発 行 長崎市市民健康部 健康づくり課
〒850-8685 長崎市桜町2番22号

電 話 095-829-1154